

安来市 地域福祉計画



助けあい 支えあい みんながいきいき輝くまち



平成22年3月

島根県安来市

ごあいさつ

安来市長 近 藤 宏 樹

平成16年10月1日に新しい安来市が誕生してからはや5年、合併当初に掲げた「元気・いきいき・快適都市」をテーマとして、市民が主体となって取り組むまちづくり、自活と共助のまちづくりを推進してまいりました。

おりしも合併5周年を迎えた平成21年は、国内史上に残る政権交代、百年に一度といわれる世界的な大不況等々、依然として不安定な社会情勢、経済情勢、厳しい歴史的転換期の渦中にあることを実感せざるを得ない年となりました。

不安定な社会情勢、経済情勢は、以前よりわが国において深刻な社会問題となっている過疎化・少子化・高齢化に拍車をかけ、中山間地域においては集落の維持が困難となり、個人生活においては子育て・介護・就職等が困難となるなど、地域社会、家庭といった生活基盤の崩壊が危惧されるようになりました。これらの状況は、私たちの住む身近な地域においても例外ではなくなりつつあり、早急に地域社会を基盤とした福祉の推進を図る必要があると考え、「安来市地域福祉計画」を策定いたしました。

今、各地方自治体には、地方分権改革や財政再建に向けた制度改正などに対応する自主性・自立性・独創性がより強く求められております。

幸いにも本市は山陰地方の経済・人口が集積する中海圏域に位置し、豊かな自然、歴史、文化、産業、観光など、あらゆる面において優れた資源を有する恵まれたまちです。

この恵まれた地域の資源を最大限に活用し、今こそ行政、市民、企業、団体、NPOなどの協働により、だれもが安心して安全に快適に住める、夢と希望に満ちた、活力あふれる地域づくりに全力で取り組むときと考えます。

本市に住むすべての人、本市で働くすべての人が心をつなげて、この厳しい時代の波を乗り越え、このすばらしい安来市を次の世代に引き継ぐ、それが私たちに課せられた責務であり、その実践として「地域福祉」を皆さまと力をあわせて推進してまいりたいと思います。

本計画策定にあたり、ご協力いただきました多くの市民の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、今後もさらなるご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年3月

- 目 次 -

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨 -----	1
2. 計画の位置づけ -----	2
3. 計画の期間 -----	3
4. 計画の策定体制 -----	3
5. 「地域」の考え方について -----	5

第2章 安来市を取り巻く状況

1. 人口等の状況 -----	6
2. 高齢者の状況 -----	9
3. 障がいのある人の状況 -----	12
4. 自治会の加入状況 -----	15

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念 -----	16
2. 計画の基本目標 -----	18
◎施策体系 -----	19

第4章 地域福祉の取り組み

基本目標1 すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまちづくり -----	20
1. 福祉活動への理解を深める -----	20
2. 地域福祉活動の担い手を育成する -----	24
基本目標2 人と人が支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちづくり ---	27
1. 新たな支え合いのネットワークづくり -----	27
2. 世代を超えた社会参加と交流の促進 -----	30
3. 多様な生き方が実現するまちづくり -----	33
4. すべての人が快適に暮らせる環境づくり -----	35
基本目標3 利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくり -----	38
1. サービス提供体制の拡充 -----	38
2. 情報提供・相談体制の充実 -----	40
3. サービス利用支援の充実 -----	42
4. 権利擁護の推進 -----	44

第5章 計画の推進体制

1. 地域福祉を実現するための情報発信	46
2. 地域福祉活動計画との連携・協働	46
3. 関係機関等との連携・協働	47
4. 計画の評価及び進捗管理	48

資料編

資料1 ワークショップからみた地域の課題と解決策	54
資料2 やすぎボランティア団体ネットワーク登録団体一覧	62
資料3 地域福祉計画策定に係る法令（抜粋）	64

障害の「害」という漢字表記について

安来市においては平成22年4月1日より、「障害」という用語が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記することとします。

本計画書においてもこれに従い「障がい」の表記を用います。

ただし、法令、条例及びこれらに基づく規則等、また、他の機関の大会名等固有名詞を用いる場合などは除きます。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

社会情勢、経済状況が大きく変化する中、過疎化や少子化、高齢化が急速に進み、地域への関心が薄い人が増加し、住民どうしのつながりが希薄になりつつあります。

さらに、核家族化、共働き、ひとり親世帯の増加により、家族や親族・近隣の相互扶助機能が弱体化しつつあると言えます。

このため地域や家庭の中で孤立する人が増えるとともに、高齢者による高齢者の介護、育児機能の低下、児童虐待、引きこもり等々、生活上の様々な課題や生活に対する不安が生じています。

本市においても、これまで高齢者福祉、子育て支援、健康づくり、障がい者福祉などの部門ごとに計画を策定し、これらを推進することにより一定の成果を上げてきましたが、従来からの行政の枠組みではそれらの課題に十分に対応することが困難な状況も多くみられるようになりました。

また、これまでの福祉制度は経済的に困っている人や高齢者、障がいのある人など、限られた課題を抱える人たちに対して一律的なサービス提供を行うという側面がありました。

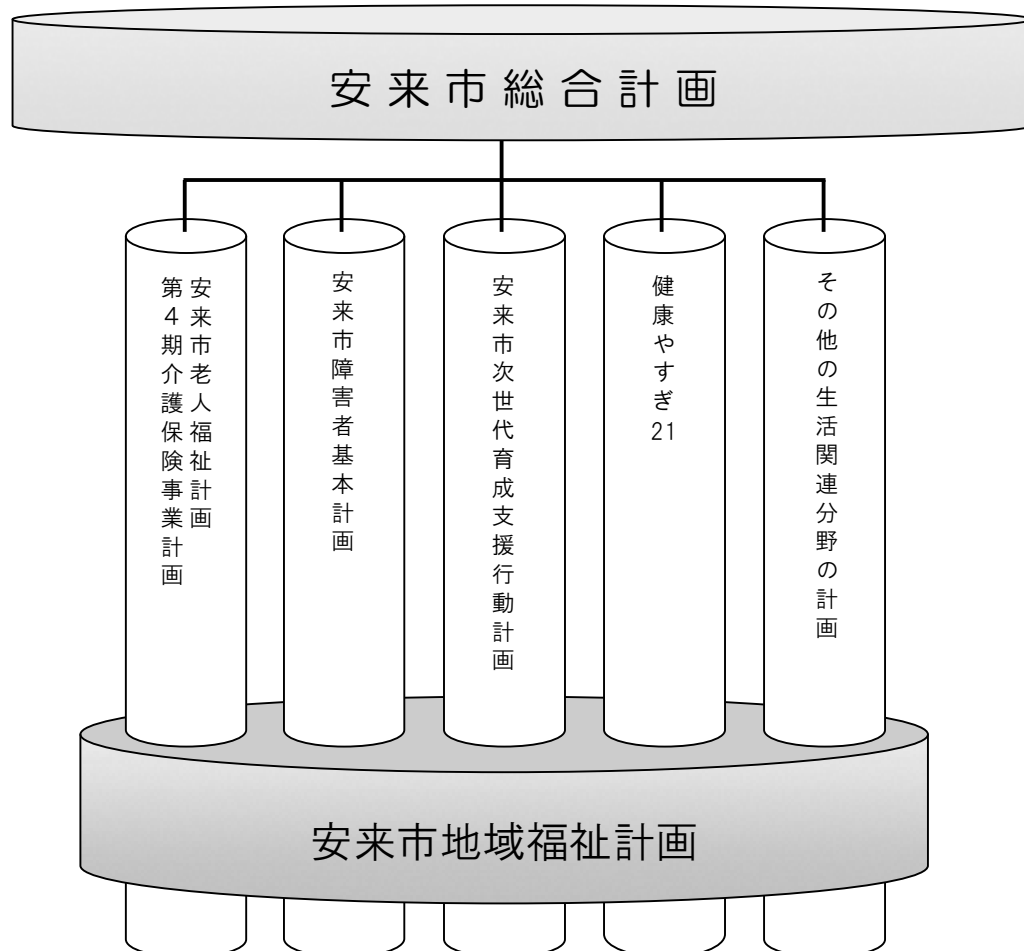
今後も益々多種多様化、複雑化する住民ニーズに的確に対応し、誰もが安心して暮らすためには、これまでの福祉行政の概念、枠組みにとらわれることなく、関係機関や関係団体、サービス事業者等が相互に連携を深め、住民一人ひとり、地域、行政のそれぞれが協働し、「地域」という同じ生活環境の中で総合的な福祉への取り組みが必要となります。

地域の資源を有効に活用するとともに、総合的なサービス提供のあり方などについて考えながら、本市の総合計画に定める「元気・いきいき・快適都市」の実現に向けて、再び地域のつながりを取り戻し、総合的な地域福祉の推進を旨とし、「安来市地域福祉計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、安来市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、「安来市総合計画」と整合を図り、行政サービスを自活、共助、公助の観点から見直し、行政と住民の役割分担を再構築するという目標を念頭におき、「安来市老人福祉計画・介護保険事業計画」や「安来市障害者基本計画」、「安来市次世代育成支援行動計画」等における協働の取り組みに関して、基本的な考え方を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉の分野に関する施策展開の方向性を示すものです。



3. 計画の期間

この計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5か年計画としますが、福祉関連施策の変化や、住民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4. 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、住民の福祉観や地域活動への参加状況、地域社会の現状などを把握し、住民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

【調査の概要】

- (調査対象) 安来市在住の20歳以上の方から無作為抽出
配付数 2,500件 回収数 1,251件 回収率 50.0%
- (調査方法) 郵送による配布・回収
- (調査期間) 平成20年10月17日から平成20年10月31日まで

(2) 関係団体アンケート・ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり、地域福祉に関わる団体等に対して、地域の生活課題や団体・組織の現状などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

【アンケート調査の概要】

- (調査対象) 安来市内の地域福祉関係団体
配付団体 29団体 回収団体 17団体
- (調査方法) 郵送による配布・回収
- (調査期間) 平成20年11月から平成20年12月まで

【ヒアリング調査の概要】

- (調査対象) 安来市内の地域福祉関係団体
実施団体 8団体
- (調査方法) 面談方式
- (調査期間) 平成21年2月2日と3日

（３）地域福祉計画ワークショップの開催

地域に密着した住民の意見を幅広く計画に反映していくため、ワークショップを開催しました。市内を３つのエリアに分け、１５グループ、延べ１８０人の住民参加によって進められました。

ワークショップでは第１回目に「地域で困っていること、もっとこうなったらいいなあと思うこと」など、地域にある生活課題を抽出・整理し、第２回目で「生活課題を解決するための方法、アイデア」とその役割分担について考えました。

エリア	グループ	開催日	実施場所
安 来	十神 社日 島田 宇賀荘・能義 荒島 赤江・飯梨 大塚 吉田	第１回 平成21年10月27日 第２回 平成21年11月10日 } (伯太エリアと同時開催)	安来市中央交流センター
広 瀬	広瀬南Ａ 広瀬南Ｂ 広瀬北Ａ 広瀬北Ｂ	第１回 平成21年10月28日 第２回 平成21年11月19日	広瀬社会福祉センター
伯 太	安田 母里 井尻・赤屋	第１回 平成21年11月4日 第２回 平成21年11月18日	高齢者生活福祉センター・ 保健センター (いきいきの郷はくた)

注) 広瀬北＝広瀬地区・菅原地区

広瀬南＝広瀬地区・菅原地区を除く広瀬地域（旧広瀬町）の南部に位置する地区

（４）地域福祉計画検討委員会の開催

計画案を検討する場として、「安来市地域福祉計画検討委員会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

5. 「地域」の考え方について

「地域」の枠組みは様々で、国、県から見た場合、安来市内において考えた場合等によって異なります。

「安来市地域福祉計画」の「地域」は、「国」、「県」という枠組みに対する安来地域（市）を指すものです。

本計画の中で使用する「地域」は、安来市内における地域を示すもので、場合によっては行政上の地域、区域、学区を想定する場合がありますが、主に「コミュニティ※単位地域」と呼ばれる地域を示すこととします。

○安来市における「地域」区分

	行政上の地域	中学校区	小学校区	行政上の区域		自治会	その他
				地 区 (交流センター単位)	コ ミ ュ ニ テ ィ 単 位 地 域		
安来市 (安来地域)	安来地域	第一中学校	十神小学校	安来	十神	391 自治会 (H21.2月現在)	○隣保班等 ○商店街 ○農業・農村集落 ・営農集落 ・生産調整集落 ・中山間直払制度集落等 ○その他伝統的行事等を行う班やグループ
			社日小学校		社日		
			島田小学校		島田		
		第三中学校	赤江小学校		赤江		
			荒島小学校		荒島		
			飯梨小学校		飯梨		
		第二中学校	宇賀荘小学校		宇賀荘		
			能義小学校		能義		
	広瀬地域	広瀬中学校	広瀬小学校	大塚	大塚		
				吉田	吉田		
			布部小学校	広瀬	広瀬		
				菅原	菅原		
			山佐小学校	下山佐	下山佐		
				宇波	宇波		
			比田小学校	布部	布部		
				西谷	西谷		
	伯太地域	伯太中学校	安田小学校	山佐	山佐		
			母里小学校	奥田原	奥田原		
			井尻小学校	比田	比田		
			赤屋小学校	東比田	東比田		

注1) 学校区分は「安来市立小中学校通学区区域規則」、地域及び区域、地区の区分は「安来市自治会振興に関する規則」による。

注2) 1つの地区(交流センター単位)が複数の学校区に分かれている地域もあります。

宇賀荘地区の内、佐久保町は社日小学校区、折坂町、柿谷町は南小学校区。能義地区の内、月坂町山辺は社日小学校区。布部地区の内、葉研及び飯田の一部を除くは広瀬小学校区。比田地区の内、後山は布部小学校区。山佐地区の内、常願寺は広瀬小学校区。井尻地区の内、万城は赤屋小学校区。社日小学校区の内、佐久保町、吉岡町山辺、月坂町山辺は原則第二中学校区。

※ コミュニティ【community】

(地域)社会、生活共同体。

参考—「地域コミュニティ」＝特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団。

第2章 安来市を取り巻く状況

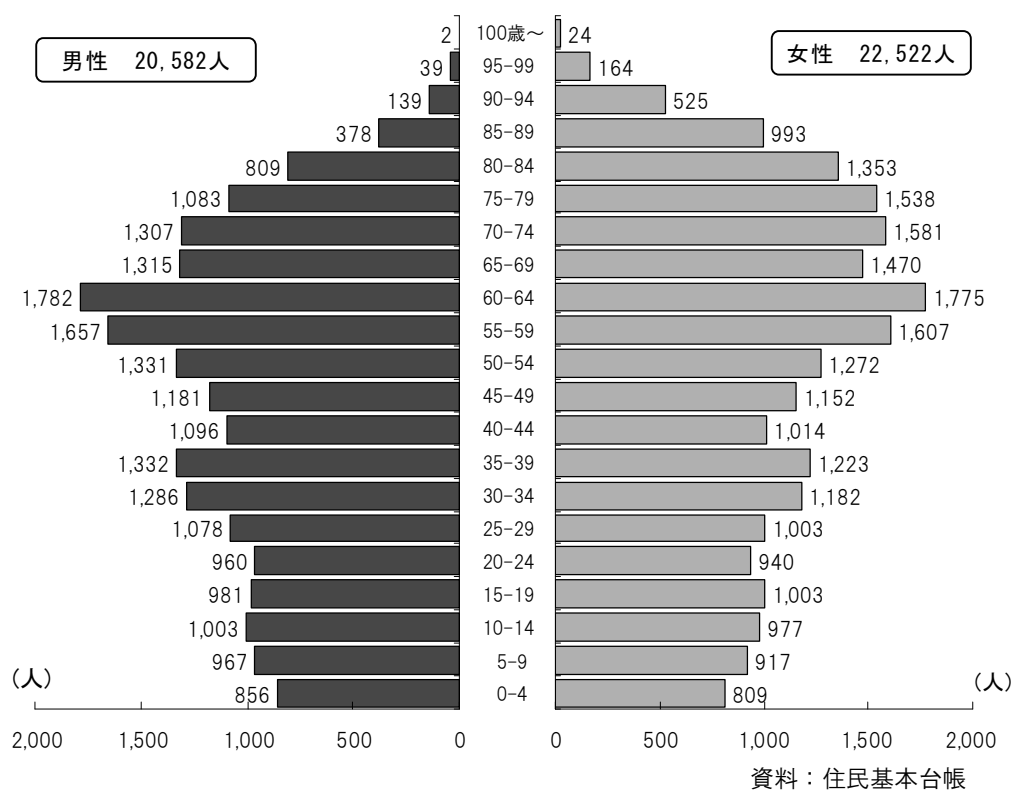
1. 人口等の状況

(1) 人口構成

住民基本台帳からみた平成21年10月の本市の総人口は、男性20,582人、女性22,522人の計43,104人です。人口構成は65歳以上の高齢者が全体の29.5%を占め、既に超高齢社会を迎えています。

人口ピラミッドは第1次ベビーブーム世代を中心とした年齢階層と、第2次ベビーブーム世代を中心とした年齢階層の人口が多くなっていますが、すそのが狭く、少子化の進行がうかがえます。

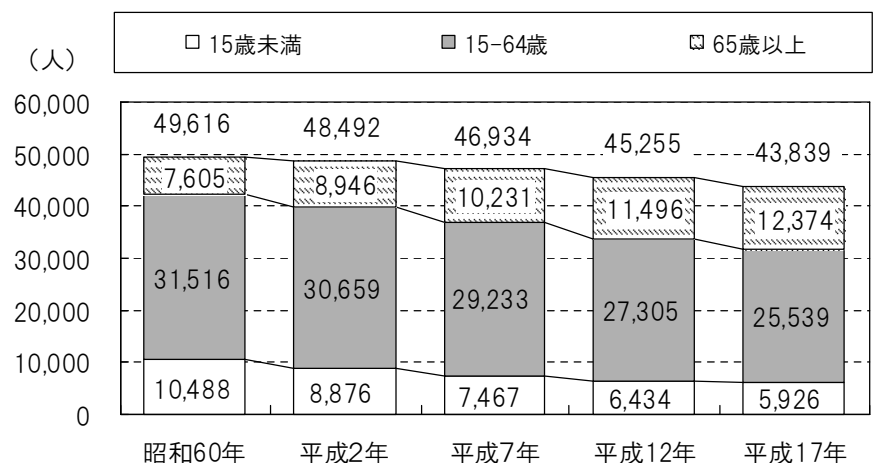
また、15歳未満の年少人口比率は12.8%で、高齢化率を大幅に下回っています。



(2) 年齢区分別人口の推移

国勢調査から本市の人口推移をみると、昭和60年の49,616人から平成17年には43,839人となっており、緩やかな減少傾向が続いています。

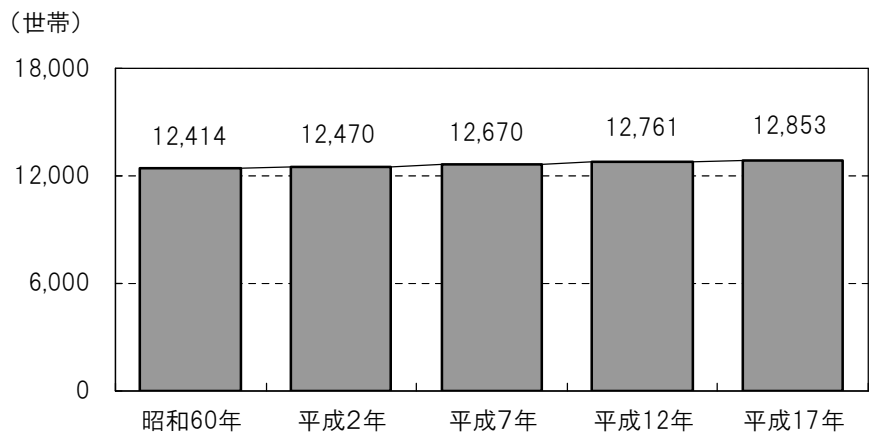
一方、年齢区分別に推移をみると、0～14歳の年少人口は昭和60年に10,488人でしたが、平成17年には5,926人へ43.5%の減少となっているのに対し、65歳以上の高齢者人口は7,605人から12,374人へ62.7%の大幅な増加となっています。



※総人口は年齢不明者を含むため計は一致しません。 資料：国勢調査

(3) 世帯数の推移

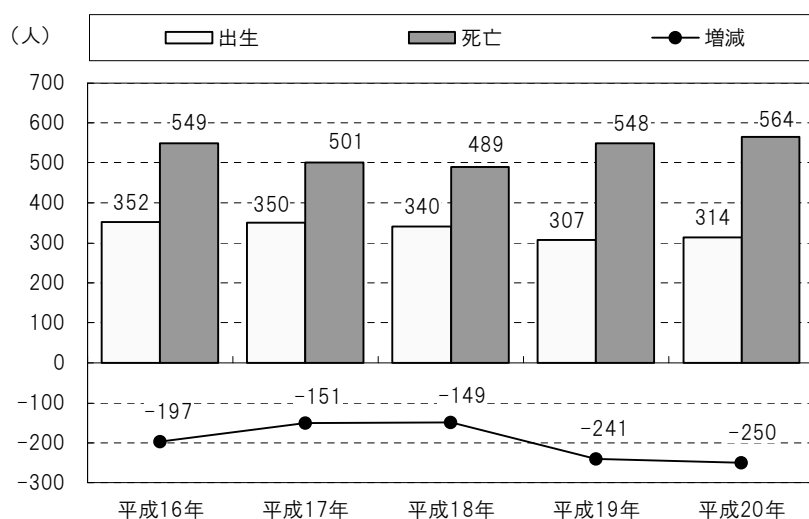
一般世帯数の推移をみると昭和60年から平成17年までわずかではあるものの増加傾向が続いています。総人口が減少しているのに対し、世帯数は微増していることから、単身世帯や核家族の増加などで世帯人員が減少していることがわかります。



資料：国勢調査

(4) 人口の自然動態

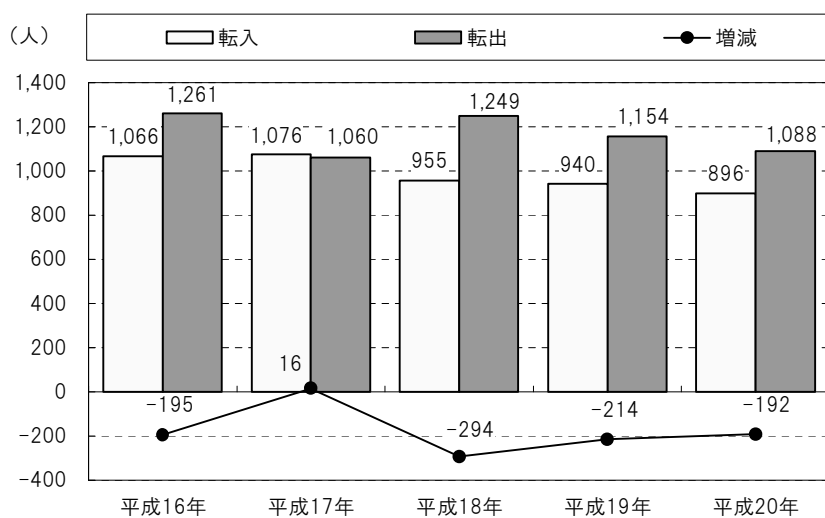
平成16年から平成20年までの人口の自然動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。死亡数は平成16年から平成18年にかけて減少傾向が続いていましたが、その後は増加に転じています。また、出生数は、平成16年から緩やかな減少傾向が続いています。



資料：市民課

(5) 人口の社会動態

平成16年から平成20年までの人口の社会動態をみると、平成17年に転入数が転出数を上回る社会増となっていますが、その後は大幅な社会減が続いています。

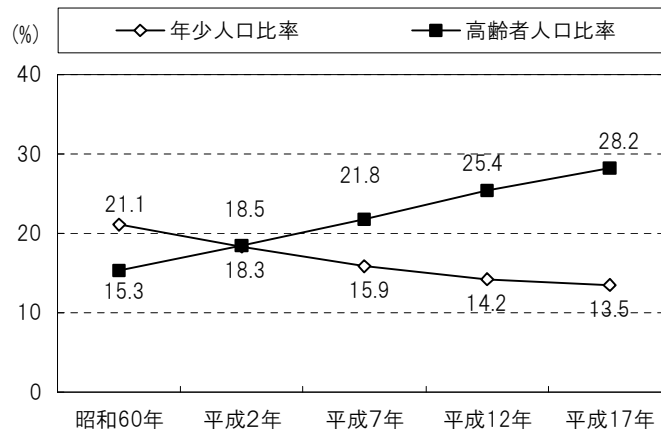


資料：市民課

2. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口比率と年少人口比率の推移

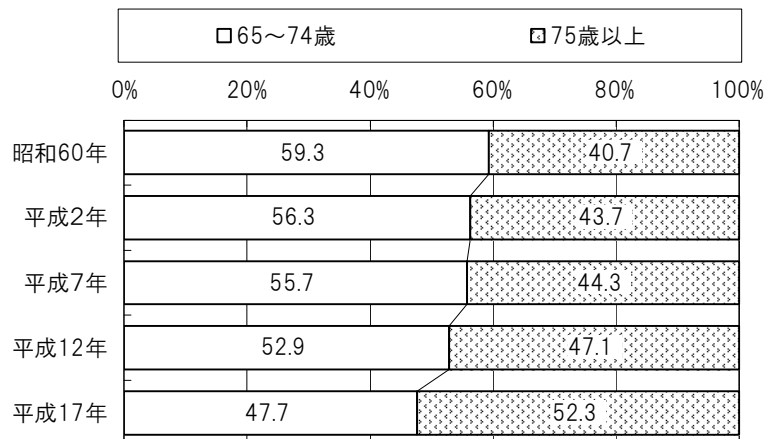
総人口に占める65歳以上の人の割合を表す高齢者人口比率と、15歳未満の人の割合を表す年少人口比率の推移をみると、年少人口比率が減少を続けているのに対し、高齢者人口比率は急上昇しています。



資料：国勢調査

(2) 高齢者の年齢区分割合の推移

高齢者を65歳以上75歳未満と75歳以上の2区分に分けて、その割合の推移をみると、昭和60年から75歳以上の高齢者の割合が増加を続けており、平成17年では65歳以上の高齢者のうち75歳以上の人が占める割合が半数を超えていることがわかります。



資料：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯の状況

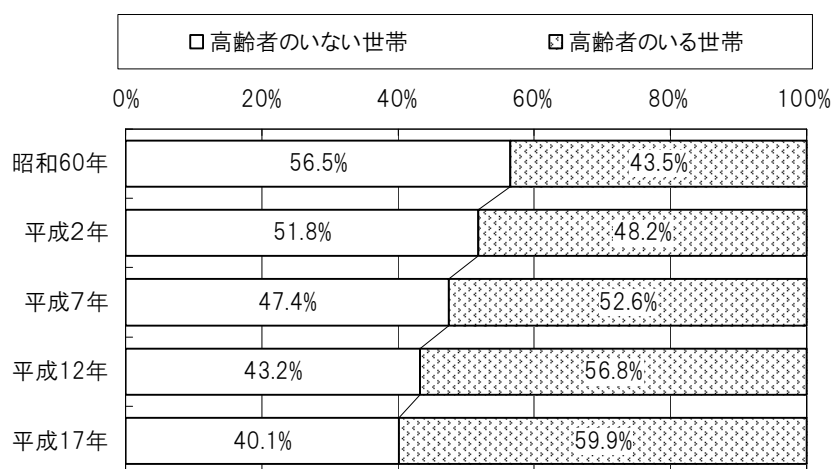
高齢者のいる世帯の状況をみると、昭和60年から増加を続けており、平成17年には一般世帯数に占める割合が約6割まで高まっています。

高齢者のひとり暮らし世帯についても急速に増加しており、平成12年以降は高齢者のいる世帯の1割を超えています。高齢者ひとり暮らし世帯の増加によって、世帯における介護力不足や地域からの孤立などが懸念されます。

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数	12,414	12,470	12,670	12,761	12,853
高齢者のいる世帯	5,404	6,012	6,662	7,247	7,697
(一般世帯数比)	43.5%	48.2%	52.6%	56.8%	59.9%
高齢者ひとり暮らし世帯	364	472	628	812	939
(高齢者世帯数比)	6.7%	7.9%	9.4%	11.2%	12.2%
その他の高齢者世帯	5,040	5,540	6,034	6,435	6,758
(高齢者世帯数比)	93.3%	92.1%	90.6%	88.8%	87.8%

資料：国勢調査



(4) 要介護認定者の状況

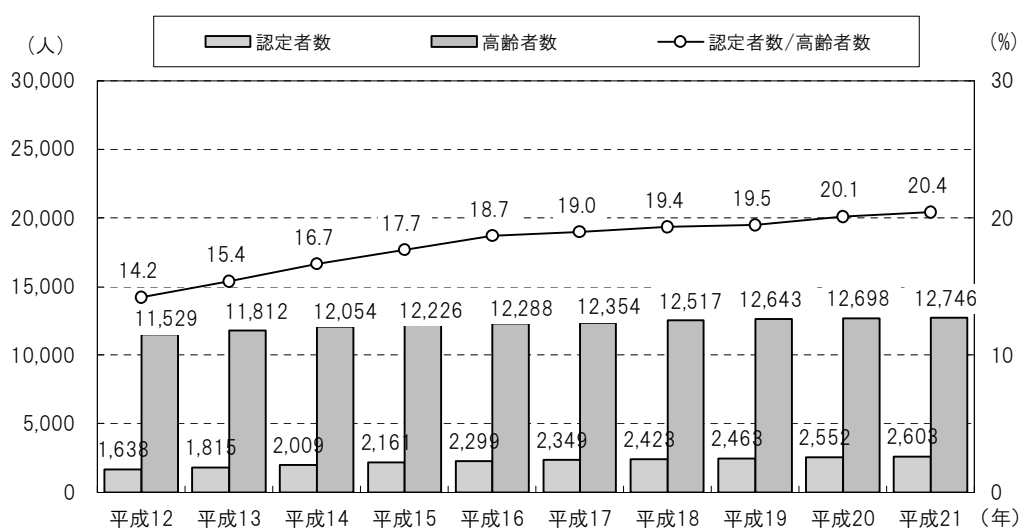
介護保険制度による要介護認定者の状況をみると、平成16年までは認定者数の伸びが続いていましたが、その後は微増が続いており、平成21年の高齢者に占める認定者の割合は20.4%となっています。

(単位:人)

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
要支援 要支援1	人数	289	278	307	366	477	478	248	367	329	365
	割合	17.6%	15.3%	15.3%	16.9%	20.7%	20.3%	10.2%	14.9%	12.9%	14.0%
要支援2	人数							171	419	466	448
	割合							7.1%	17.0%	18.3%	17.2%
経過的 要介護	人数							212			
	割合							8.7%			
要介護1	人数	498	584	693	780	777	802	653	420	389	427
	割合	30.4%	32.2%	34.5%	36.1%	33.8%	34.1%	27.0%	17.1%	15.2%	16.4%
要介護2	人数	271	297	336	308	301	317	345	383	390	362
	割合	16.5%	16.4%	16.7%	14.3%	13.1%	13.5%	14.2%	15.6%	15.3%	13.9%
要介護3	人数	200	220	218	231	254	256	286	327	365	364
	割合	12.2%	12.1%	10.9%	10.7%	11.0%	10.9%	11.8%	13.3%	14.3%	14.0%
要介護4	人数	192	204	226	232	242	246	261	288	310	310
	割合	11.7%	11.2%	11.2%	10.7%	10.5%	10.5%	10.8%	11.7%	12.1%	11.9%
要介護5	人数	188	232	229	244	248	250	247	259	303	327
	割合	11.5%	12.8%	11.4%	11.3%	10.8%	10.6%	10.2%	10.5%	11.9%	12.6%
認定者合計		1,638	1,815	2,009	2,161	2,299	2,349	2,423	2,463	2,552	2,603
高齢者数		11,529	11,812	12,054	12,226	12,288	12,354	12,517	12,643	12,698	12,746
認定者数/高齢者数		14.2%	15.4%	16.7%	17.7%	18.7%	19.0%	19.4%	19.5%	20.1%	20.4%

※平成18年度からそれまでの要支援が要支援1に、要介護1が要支援2と要介護1に分かれました。

資料：高齢者安心課



3. 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は、平成21年度現在で2,258人です。

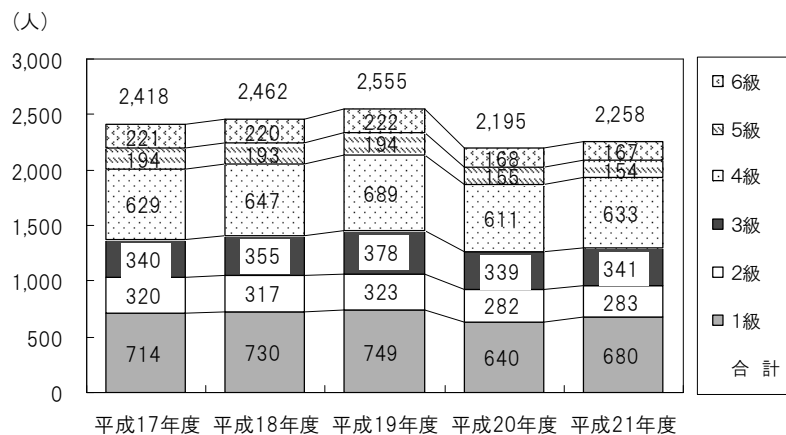
等級別で最も多いのは「1級」で全体の30.1%を占めています。次いで、「4級」が28.0%、「3級」が15.1%と続いています。

「1級」と「2級」を合計した重度の人は全体の42.6%となっています。

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1級	714	730	749	640	680
構成比	29.5%	29.7%	29.3%	29.2%	30.1%
2級	320	317	323	282	283
構成比	13.2%	12.9%	12.6%	12.8%	12.5%
3級	340	355	378	339	341
構成比	14.1%	14.4%	14.8%	15.4%	15.1%
4級	629	647	689	611	633
構成比	26.0%	26.3%	27.0%	27.8%	28.0%
5級	194	193	194	155	154
構成比	8.0%	7.8%	7.6%	7.1%	6.8%
6級	221	220	222	168	167
構成比	9.1%	8.9%	8.7%	7.7%	7.4%
合 計	2,418	2,462	2,555	2,195	2,258

資料：福祉課



(2) 知的障がいのある人の状況

本市における療育手帳所持者数は、平成21年度現在で364人です。

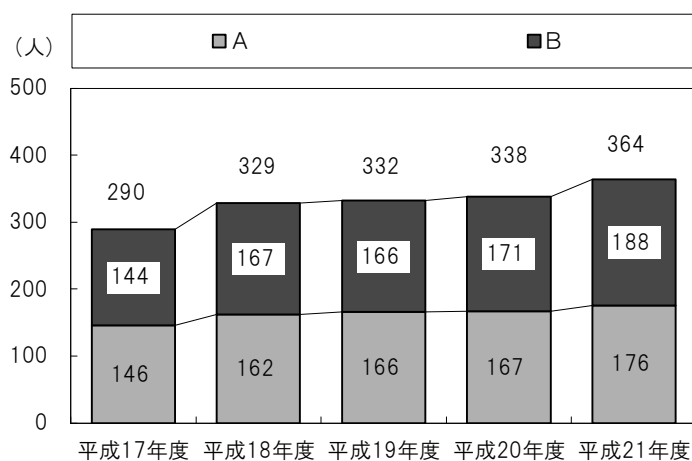
手帳の判定別では重度の「A」が48.4%、その他の「B」が51.6%で、重度の人が全体の約半数を占めています。

所持者数の推移をみると、緩やかな増加傾向が続いています。

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
A	146	162	166	167	176
構成比	50.3%	49.2%	50.0%	49.4%	48.4%
B	144	167	166	171	188
構成比	49.7%	50.8%	50.0%	50.6%	51.6%
合 計	290	329	332	338	364

資料：福祉課



(3) 精神障がいのある人の状況

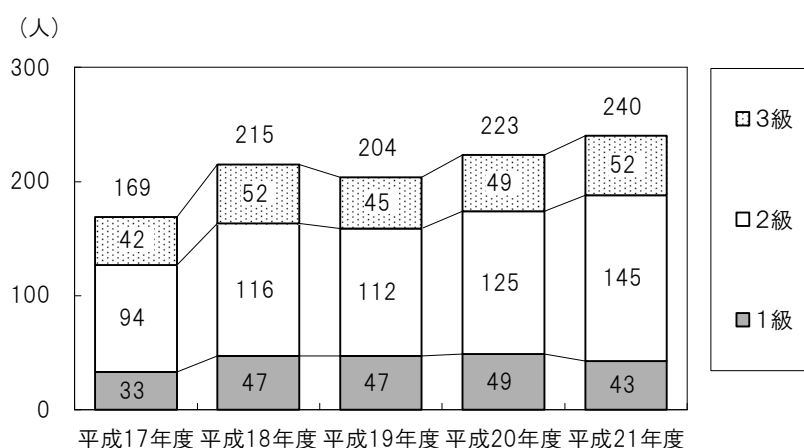
本市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成21年度現在で240人です。等級別では「2級」が最も多く60.4%を占めています。次いで「3級」が21.7%、「1級」が17.9%となっています。

また、自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数は平成21年度末現在で620人となっています。

（単位：人）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1級	33	47	47	49	43
構成比	19.5%	21.9%	23.0%	22.0%	17.9%
2級	94	116	112	125	145
構成比	55.6%	54.0%	54.9%	56.1%	60.4%
3級	42	52	45	49	52
構成比	24.9%	24.2%	22.1%	22.0%	21.7%
合 計	169	215	204	223	240

資料：福祉課



■ 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

（単位：人）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給者数	573	539	616	597	620

資料：福祉課

(4) 難病患者の状況

特定疾患（難病）とは昭和47年に定められた「難病対策要綱」により、
 (1) 原因不明・治療法が未確立で、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾患、
 (2) 経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病のことを言います。

本市における難病患者の状況は、平成20年度で特定疾患患者数が229人、小児慢性特定疾患患者数が39人となっています。

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特定疾患患者数	196	200	206	215	229
小児慢性特定疾患患者数	33	43	32	34	39
合 計	229	243	238	249	268

資料：松江保健所

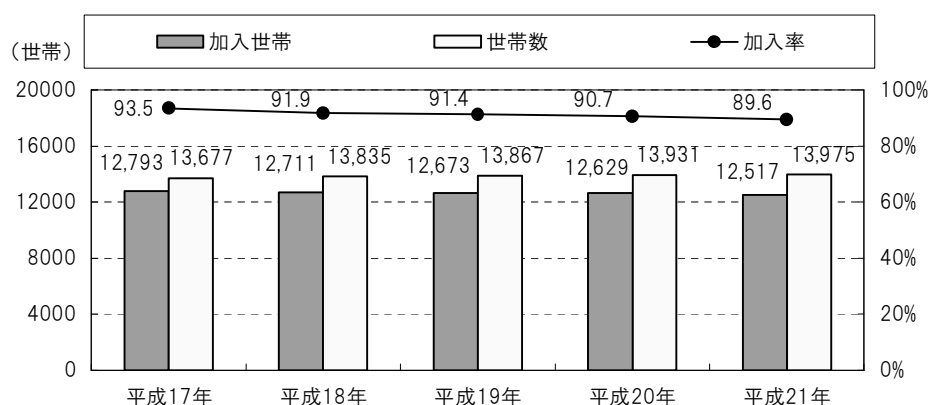
4. 自治会の加入状況

自治会加入率の推移をみると、合併後の平成17年から緩やかな減少傾向が続いており、平成21年には9割を切る89.6%となっています。今後も自治会加入率の減少が懸念されます。

(単位：世帯)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
加入世帯	12,793	12,711	12,673	12,629	12,517
世帯数	13,677	13,835	13,867	13,931	13,975
加入割合	93.5%	91.9%	91.4%	90.7%	89.6%

資料：市民参画課



第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

地域福祉とは、日常生活上の困難を地域のみんなで解決し、住民と行政、福祉関係者がお互いに協力して、すべての人が住み慣れた家庭、地域の中で安心して暮らせる社会を実現していこうという考え方です。

本市では「助けあい、支えあい、みんながいきいき輝くまち」を基本理念として、すべての人がいきいきと暮らせる地域、すべての人がいきいきと社会活動に参加できる地域づくりを推進します。

**助けあい、支えあい、
みんながいきいき輝くまち**

本市における人口減少や過疎化、また少子化や高齢化の進行は、私たちの地域生活に様々な変容をもたらしています。住民どうしや世代間交流の減少による地域の生活環境問題、ひとり暮らし高齢者世帯の増加による介護問題、共働き世帯の増加による育児問題などが切実な課題としてあげられます。これらは従来、「地域で暮らす人びとの生活に必要な行政サービス」を適正な負担で公平に提供するという行政の基本的役割の中で対応するものとされてきました。

しかし、年々多種多様化する日常生活上の課題を解決していくためには、一律的な行政サービスだけではなく、それぞれの地域の実情に柔軟かつ迅速に対応できる「地域の力」が必要であり、地域と行政・関係機関はもとより、福祉に関連する団体、企業、NPOなどの協働により、すべての人が安心して暮らせる社会の実現が求められています。

さらに、安心して暮らせる社会とは、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人がいきいきと、夢と希望に満ちた生活を送り、地域の一員として暮らせる社会でなければなりません。多くの人が地域の一員として参加することは「地域の力」をよりいっそう強くすることにもつながります。

（２）住民と地域と行政の役割

地域福祉を実現し、住み慣れた地域での生活をより豊かで安心できるものにするためには、地域のことをよく理解している住民自身による福祉活動の推進が重要であると言えます。

まずは住民一人ひとりが自分でできることは自分で行う「自活」、一人で困難なことは近隣や地域で助け合い、支え合う「共助」の考え方を持つことが大切です。そうした意識のもと、お互いに助け合い支え合える信頼関係を築いていくことが求められます。

行政には、こうした住民自身による取り組みが主体的に推進されるよう、仕組みづくりや支援を行っていく「公助」が求められています。

住民（自活）、地域（共助）、行政（公助）のそれぞれに期待される役割は以下ようになります。

■住民（自活）

住民一人ひとりが健康づくりや福祉などに対するまちづくりに主体的に取り組み、生きがいのある生活をいつまでも継続できるよう、自らがたくましく生きていくこと（自活）が大切です。また、ボランティア活動への積極的な参加や、豊富な知識・経験や技術を活かして、社会活動に参画することも求められます。

■地域（共助）

超高齢社会の進行や核家族化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティ※が希薄になりつつある中で、複雑多様化した地域課題に取り組んでいくためには、地域生活は住民がお互いに支えるという意識のもと、自治会等地域コミュニティ※の強化や活性化を図り、住民どうしが連携して活力あふれる地域社会を形成していくことが求められています。

■行政（公助）

行政の役割は、住民の福祉の向上をめざし、地方分権の進展や過疎化の進展、厳しい財政状況を踏まえ、長期的な視野に立って行政サービスの提供を続けていくことです。そのためには、それぞれの役割分担を踏まえながら、地域社会における協働体制を確立し、行財政の効率的な推進に努めるとともに、住民ニーズを十分に把握しながら、住民との協働により地域特性に応じた施策の推進を図ります。

※ 地域コミュニティ

P.5参照

2. 計画の基本目標

基本理念の実現のためには、住民一人ひとりに自律性が求められると同時に、情報の公開を積極的に進め、地域と行政・関係機関、さらには福祉に関連する団体、企業、NPOなどが課題を共有し、協働のまちづくりに取り組むことが大切と考えます。協働のまちづくりとして次の3つを掲げ、これを本計画の基本目標とします。

1. すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまちづくり

地域社会を構成する様々な人たちの参画を基本とし、住民一人ひとりが地域の一員としてともに支え合う意識を持ち、地域における福祉活動への理解を深め、地域で活躍する人材の育成に努め、すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまちづくりを進めます。

2. 人と人との支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちづくり

住民一人ひとり、地域、行政・関係機関はもとより、福祉に関連する団体、企業、NPOなどがそれぞれの責任のもとで役割分担を考えるとともに、ネットワークを築き、人と人との支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3. 利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくり

行政は公的なサービスを適切に運営するとともに、住民相互のきめ細かな支え合い活動による生活課題の解決や権利擁護を支援し、利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくりを進めます。

—用語整理—「自律」と「自立」

一般的に「じりつ」は「自立」という文字がよく用いられます。福祉分野では「障がい者の自立」などといった場合に「自立」という文字が用いられます。「自立」とは「他の助けを受けず、自分の力で物事を行う」という意味を表します。一方「自律」とは、自らを律しながら、自己実現を図るという意味で、「欲望や他者の命令に依存するのではなく、客観的な道徳理念のもとで、他者を理解し、他者との調整を図りながら、自分自身の行動のコントロールを行う」というような解釈で用いられる言葉です。「……の自律的かつ継続的な実施」「自律的労働」「自律型の人材育成」「学問の自律性」などといった用例があります。

本計画書では地域福祉の概念から、あえて「自律」という文字を用いる文章があります。

◎施策体系

【基本理念】

助けあい、支えあい、みんながいきいき輝くまち

【基本目標１】

すべての人がいきいきと
地域福祉に参加できるまちづくり

【施策】

- （１）福祉活動への理解を深める
- （２）地域福祉活動の担い手を育成する

【基本目標２】

人と人との支え合い、
いつまでも安心して暮らせるまちづくり

【施策】

- （１）新たな支え合いのネットワークづくり
- （２）世代を超えた社会参加と交流の促進
- （３）多様な生き方が実現するまちづくり
- （４）すべての人が快適に暮らせる環境づくり

【基本目標３】

利用者の視点に立った
福祉サービスが実現するまちづくり

【施策】

- （１）サービス提供体制の拡充
- （２）情報提供・相談体制の充実
- （３）サービス利用支援の充実
- （４）権利擁護の推進

第4章 地域福祉の取り組み

基本目標1 すべての人がいきいきと 地域福祉に参加できるまちづくり

私たちの住むまちには子どもから高齢者、障がいのある人など、様々な人びとが暮らしています。

すべての人が住み慣れた家庭や地域の中で安心して安全に暮らすためには、様々な立場の人びとが、一人でも多く地域福祉に参加することが大切です。

すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまちづくりのために必要なこととして、次の2つを掲げました。

1. 福祉活動への理解を深める
2. 地域福祉活動の担い手を育成する

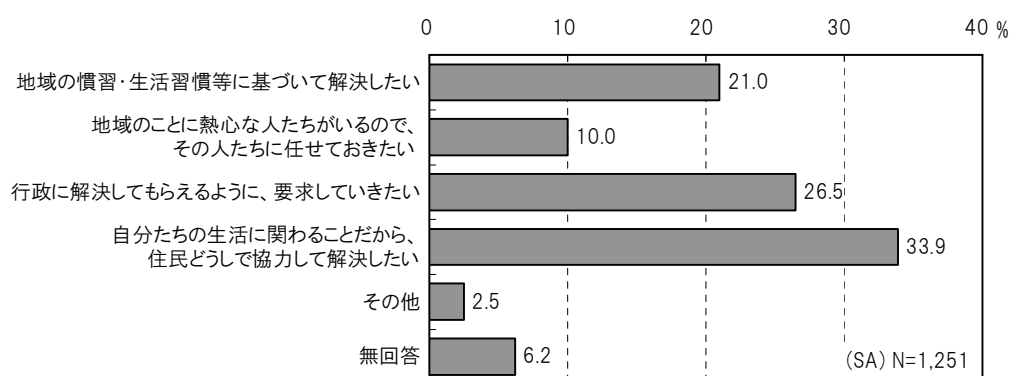
1. 福祉活動への理解を深める

住民の多様なニーズに対応するためには、地域で支え合う福祉のまちづくりが極めて重要となっています。

アンケートの調査結果をみると、住んでいる地域で住民の生活に関わる問題や課題が生じたらどのようにするかとの質問に対して、「住民どうして協力して解決したい」（33.9%）や「地域の慣習・生活習慣等に基づいて解決したい」（21.0%）となっており、地域の問題は地域が主体となって解決したいと考えている人が半数以上を占めています。

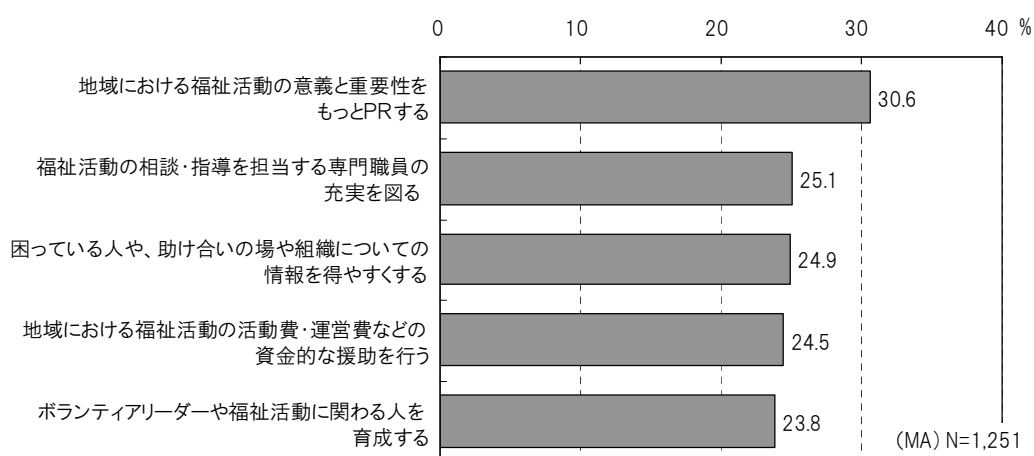
住民が主体となり、ともに支え合う地域としていくために、それぞれの地域においてどのような課題があり、どのような福祉活動が行われているのか、何が不足しているのかといった現状の把握が重要となっています。

■地域で問題や課題が生じたらどうするか



資料：アンケート調査結果

■地域で助け合いや支え合いを活発にするため重要なこと（上位5項目）



資料：アンケート調査結果

身近にある課題は誰もがいつかは経験する可能性があり、それらを自分の問題として捉え、住民相互が協力して解決に向かう仕組みをつくっていくため、福祉サービスを必要とする当事者だけでなく、住民・地域団体・行政などが連携し協働して支え合うパートナーシップの実現を図ることが重要です。

さらに、地域で助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことは何かとの質問には、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が最も多い30.6%であり、住民に向けた啓発広報や福祉学習、福祉教育の充実を図り、地域福祉に対する理解を深めてもらうことが必要となっています。

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 地域の中で隣近所がどのような状況にあるのかを普段から把握しておきましょう。
- 行政や社会福祉協議会などが開催する福祉活動の場へ積極的に参加しましょう。
- 地域で活動することを役割の一つとして考えましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の知識や技術を活かしましょう。
- 地域の協働行事に積極的に参加しましょう。

地域の人みんなで取り組んでいくこと

- 地域の子ども達が気軽に福祉活動に参加できる機会を設けましょう。
- 地域で活躍するリーダーの養成に努めましょう。
- 地域で活動する団体やグループでお互いに交流を深めましょう。
- 地域で考えながら福祉に関する学習機会を設けましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 福祉に関する講座・講演会などの開催機会を増やし、すべての人が地域福祉の当事者であるという意識の醸成に努めます。
- ◎ 地域福祉を推進していく上で課題やニーズの正確な把握に努め、地域資源との連携を図ります。
- ◎ 地域で活動しているボランティア団体や活動団体など団体どうしの交流を支援するとともに、情報交換の場の提供や活動内容の広報・周知に努めます。
- ◎ ノーマライゼーション※の実現に向けて、また、支援が必要な高齢者や障がいのある人などを取り巻く課題や諸問題について、正しい理解と認識が持てるよう福祉教育の充実に努めます。

※ ノーマライゼーション【normalization】

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる理念の一つで、障がいの有無にかかわらず、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

—用語整理— 福祉のまちづくりと「ノーマライゼーション」「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」

1981年国連は、「完全参加と平等」をテーマに、国際障害者年とすることを決議し、障がいに対する考え方を「助けるもの」から「自立を支援するもの」への大転換をめざしました。さらにアジア・太平洋各国は1993年から2002年までをアジア太平洋地域障害者の10年としてその定着を進めました。この中で、福祉の理念の一つとして「ノーマライゼーション」という言葉が強調され始めました。

日本では1974年頃からこの用語が知的障がいのある人を対象としたサービスの分野で徐々に用いられるようになりましたが、時間がたつにつれてノーマライゼーション原理は知的障がいのある人を対象とした分野からすべての社会福祉分野の原理となり、障がいのある人に限定した考えから、すべての人を含む考え方であるユニバーサルデザインへと徐々に進化しています。

近年日本の公共政策においては「ノーマライゼーション」が、年齢や性別、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの違いにかかわらず、すべての人が快適に暮らせるようにする「福祉のまちづくり」の基本的概念として強く根付いています。

バリアフリー（バリアフリーデザイン）は1950年代後半に建築環境において身体障がいのある人を阻むバリアを取り除く運動として始まったもので、初期には建築・道路・交通環境等に重点が置かれていましたが、現在は高齢者や障がいのある人の社会参加を阻む物的、情報、制度、意識の4つの障壁（バリア）を取り除く設計のことを言います。

ユニバーサルデザインはバリアフリーから30年ほど遅れてできた言葉で、バリアフリーの高齢者、障がいのある人といった区分から発展して、始めから誰にでも使いやすいデザインをめざしていることを意味します。ユニバーサルデザインの考え方には、公平性、自由度、単純性、分かりやすさ、安全性、省体力、スペース確保の7つの原則があります。

【参考文献】大橋謙策編集代表『新版 地域福祉辞典』中央法規出版社、『現代福祉学レキシコン』雄山閣出版

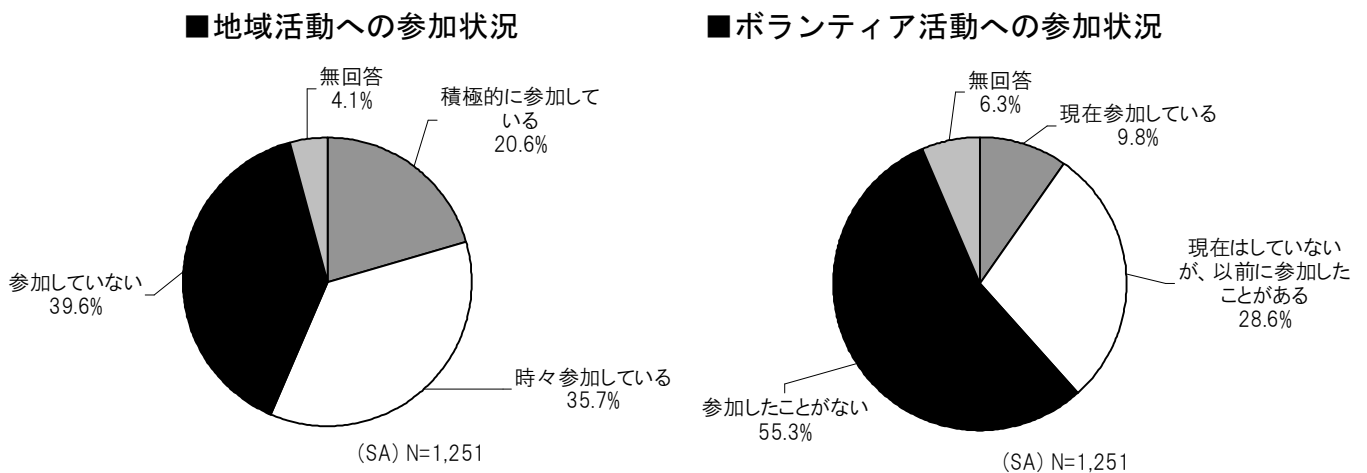


2. 地域福祉活動の担い手を育成する

本市においても、多くの人たちが様々な場所で地域活動に参加しています。

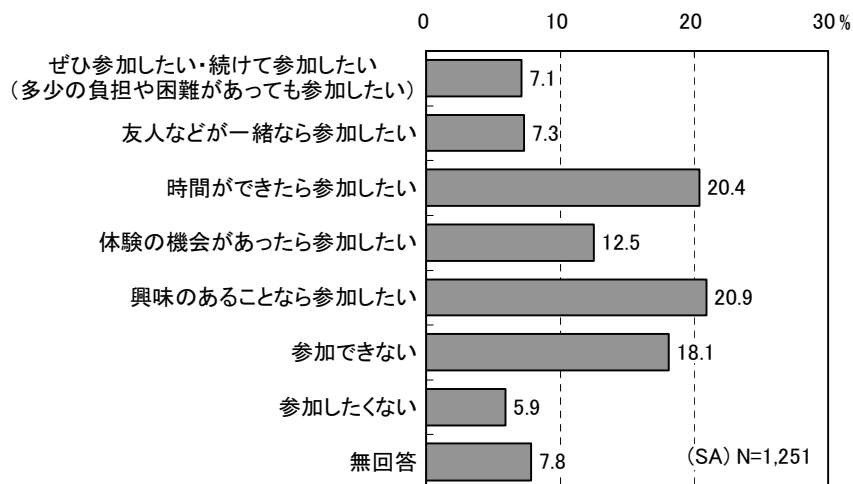
アンケートの調査結果から自治会や子ども会、老人クラブなどの地域活動への参加状況をみると、「積極的に参加している」と回答した人は20.6%、「時々参加している」と回答した人は35.7%となっており、半数以上の人が何らかの活動をしていることがわかります。

ボランティア活動への参加状況をみると、「現在参加している」は9.8%にとどまっております。半数以上の人々が「参加したことがない」と回答しています。しかし、今後の参加意向は「参加したくない」が5.9%にとどまっているのに対し、「興味のあることなら参加したい」（20.9%）や「時間ができたら参加したい」（20.4%）と回答した人が多くなっていることから、参加意向はあるものの、きっかけや時間の確保ができない人が多いことがわかります。



資料：アンケート調査結果

■ ボランティア活動への参加意向



資料：アンケート調査結果

ボランティア活動を身近に感じ、気軽に参加してもらえるよう、インターネット、広報、パンフレットなど、様々なメディアを活用してボランティア活動に関する情報の提供を充実させることが大切です。

また、若い世代の人たちの参加を促すためにも、地域活動やボランティア活動の実施時間や内容の多様化を図るなど、あらゆる世代の人たちが参加しやすくする工夫を図るとともに、地域福祉活動に携わる担い手の育成や、核となって活動してくれるリーダー的存在の育成及び確保を進めていくことが重要です。

みんなで取り組む地域福祉

～地域福祉活動の担い手を育成するために～

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 行政や社会福祉協議会などが開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 自分ができるボランティアがあれば提案しましょう。
- 毎日の生活の中でボランティアや地域活動に目を向けましょう。
- 隣近所に住む高齢者の話し相手やできる範囲で外出支援を行いましょう。

地域みんなで取り組んでいくこと

- 地域の中でボランティアや地域活動に関する学習機会を設けましょう。
- ボランティア団体ネットワーク※1を活用して、地域のボランティアニーズの把握や情報の提供に努めましょう。
- 高齢者や障がいのある人などへサービスを提供している事業所などは、利用者のニーズに応じたボランティア情報の提供に努めましょう。
- 住民一人ひとりの知識や技能が活かせる場をつくり、気軽に参加できる機会を設けましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ ボランティア情報や活動内容、参加方法などについて、インターネットや広報等を活用した情報発信の充実に努めます。
- ◎ 社会福祉法人安来市社会福祉協議会（以下「（社福）安来市社会福祉協議会」と表記）との連携を深め、ボランティア活動や体験事業参加へのきっかけづくりを充実させるとともに、住民が自分にあった活動を選択して参加することができる環境整備に努めます。

- ◎ ボランティアコーディネーター※2の養成や、ボランティア団体、NPOの交流が深められるよう、地域活動拠点の充実や交流機会の確保を図るとともに、地域の中でリーダーとなる人材育成に努めます。

※1 ボランティア団体ネットワーク

安来市内で活動するボランティア団体の相互の連携を深めるために組織するネットワーク。名称：やすぎボランティア団体ネットワーク。事務局＝安来市市民参画課。参加団体一覧＝P62参照。

※2 ボランティアコーディネーター

「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人や団体、組織と、「ボランティアによる支援を受けたい」という意志を持つ人や団体、組織の間であって、相互のニーズが充足されるために必要な支援等を行う専門スタッフ。



基本目標2 人と人が支え合い、 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

少子化や高齢化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、介護や育児、生活環境の保全等々、それぞれの地域において様々な生活課題が生じています。

住民のニーズも年々多様化しますが、現行の施策だけでは対応しきれない様々な生活課題があり、住民一人ひとりの自律性と、地域での支え合いが重要となっています。

一人ひとりが自律的な意識を高めるとともに、人と人とが支え合う、いつまでも安心して暮らせるまちをつくるために必要なこととして、次の4つを掲げました。

1. 新たな支え合いのネットワークづくり
2. 世代を超えた社会参加と交流の促進
3. 多様な生き方が実現するまちづくり
4. すべての人が快適に暮らせる環境づくり

1. 新たな支え合いのネットワークづくり

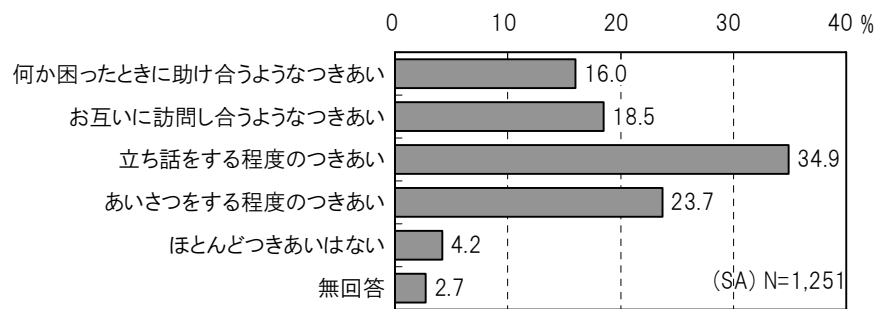
住民一人ひとりが地域の課題を見つめ、ともに暮らしともに解決していく中で、地域福祉の推進を軸にした地域コミュニティ※1づくりが重要となっています。

アンケートの調査結果から普段の近所づきあいの程度をみると、「立ち話をする程度のつきあい」（34.9%）と「あいさつをする程度のつきあい」（23.7%）と回答した人の割合が58.6%であるのに対し、「助け合うようなつきあい」（16.0%）や「訪問し合うようなつきあい」（18.5%）と回答した人の割合は34.5%にとどまっていることから、地域の近所づきあいが必ずしも十分ではない実態がうかがえます。

また、地域で助け合いができているかを尋ねたところ、「あまりそうは思わない」（27.5%）と「そう思わない」（9.0%）と回答した人の割合が約4割となるなど、地域の連帯が希薄化していることが懸念されます。

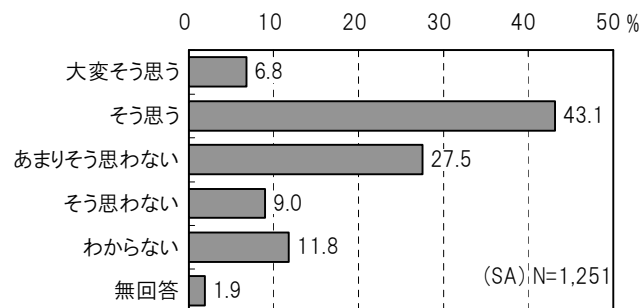
ワークショップの話し合いの中でも、地域での助け合いやコミュニケーション不足を指摘する声が非常に多くあがりました。また、近所との交流が減少し、他人との関わりを持たない人や、地域に無関心である人が増加し、ひとり暮らし高齢者世帯や子育て世帯などの様子が見えにくくなっているなど、人と人とのつながりや地域コミュニティ※1の弱体化が懸念されました。

■近所の方とどの程度のおつきあいをされていますか



資料：アンケート調査結果

■住民どうしの助け合いができていますか



資料：アンケート調査結果

個々の生活が多様化する中、個人のプライバシーは可能な限り尊重しなければなりません。地域福祉を推進していく上では、相互理解を深め、信頼関係を築き、新たな支え合いのネットワークを構築するとともに、地域の生活課題をネットワークで受けとめていくための体制づくりが求められています。

みんなで取り組む地域福祉

～新たな支え合いのネットワークづくりのために～

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 普段からあいさつをしたり、声をかけ合うよう心がけましょう。
- 地域で困っている人がいれば、民生委員・児童委員などに連絡しましょう。
- 地域の見守り活動などへ参加しましょう。
- 防災や防犯に対する備えを日ごろから考えましょう。

地域みんなで取り組んでいくこと

- 高齢者家族の見守りや声かけを進めましょう。
- ひとり暮らし高齢者の移動支援や買物支援など、地域で方法を考えてみましょう。
- ひとり暮らし高齢者の話し相手や、話し合う機会を充実させましょう。
- 近隣で災害時などに支援が必要な人を把握し、地域での防災訓練や、自主防災組織の立ち上げに取り組みましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 地域の福祉力を向上させるため、（社福）安来市社会福祉協議会を核とし、老人クラブ、自治会などの地域の組織・団体と行政の連携強化に努めます。
- ◎ ボランティア団体ネットワーク※2と（社福）安来市社会福祉協議会の連携を強化し、ボランティアを必要としている人や団体に対して、ニーズに応じて派遣するシステムの構築を図ります。
- ◎ 交流センター活動の活性化を進め、地域間のつながりを強めるように努めます。
- ◎ 防災に関する啓発・広報の充実や講習会の開催に努め、住民の防災意識の醸成を図るとともに、避難誘導や安否確認が速やかに実施できる環境の整備に努めます。
- ◎ プライバシーに配慮しながら、災害発生時に支援を必要とする対象者の情報を把握する、災害時等要援護者台帳（名簿）システムの整備・拡充を推進します。

※1 地域コミュニティ

P.5参照

※2 ボランティア団体ネットワーク

P.26参照

2. 世代を超えた社会参加と交流の促進

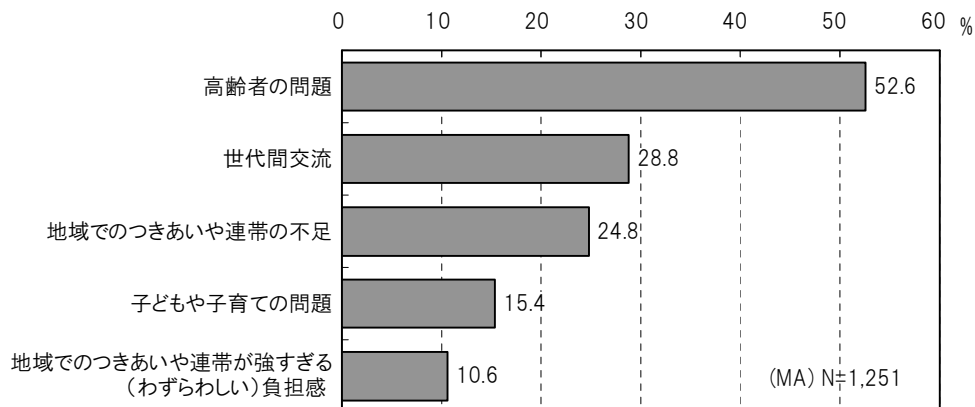
地域が主体となる福祉活動は、福祉サービスの担い手と受け手がどちらも当事者となり、地域に住む全員が協力・連携しながら、助け合いと支え合いによって生活課題を解決していく活動と言えます。

様々な生活課題を抱えた人と、それを支える側の住民とが日ごろから交流を持っておくことが重要な要素となります。

地域での活動を進めていく上で自治会は非常に重要な役割を担っていることから、そのネットワークを十分に活用し、住民相互の親睦交流を進めるためにも、自治会活動の活性化や加入促進などを進めていくことが重要となっています。

アンケート調査で住んでいる地域における福祉の問題や課題は何かとの質問には、「高齢者の問題」と回答した人が5割を超える高い割合となっており、また、ヒアリング調査の結果でも地域の高齢化、過疎化、ひとり暮らし高齢者世帯の増加、移動交通手段の不便さを指摘する声が多く聞かれました。ワークショップにおいても多くの地域で同様の課題がとりあげられました。

■地域にはどのような福祉の問題や課題があると感じていますか（上位5項目）



資料：アンケート調査結果

高齢化、過疎化に加え、人と人のつながりが希薄になっている現在、昔のような伝統的な行事や地域の祭りなどによる交流がなかなか難しい状況にあります。地域行事や各種交流事業などへの社会参加を通じて、あらゆる立場にある人どうしが相互の交流を進めていくことも大切です。

さらに、平成16年10月に合併したことを踏まえ、可能な限り地域ごとの特性を活かしつつ、また、足りない部分は相互に補完しあいながら、住民どうしの交流を進めていくことが重要となります。

特に世代を超えた交流の促進が求められます。世代を超えた交流は「地域の力」を強くするとともに、青少年の健全な育成にもつながります。

みんなで取り組む地域福祉

～世代を超えた社会参加と交流の促進のために～

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 地域のイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 地域の会合やミニサロン※1などへ参加するよう誘い合いましょう。
- 自治会の役割や重要性について考え、自治会に加入しましょう。
- 世代間交流の機会を捉えて参加しましょう。
- 子ども達と一緒に遊びましょう。

地域みんなで取り組んでいくこと

- 「子ども見守り隊」などを活用し、子ども達を通じて近所どうしの顔合わせを進めましょう。
- 祭りや運動会など、地域の催しに高齢者の招待席をつくってみましょう。
- 住民参加の方法などについて自治会等で話題にしてみましょう。
- 地域交流の行事内容の提案を行ったり、友人や知人を誘って参加してみましょう。また、若い人の参加を促しましょう。
- 校区を越えたイベントの開催、校区に関わらない子ども達の交流を考えてみましょう。
- 自治会や老人クラブなどへの加入を促しましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 地域コミュニティ※2の拠点となる交流センターの整備に努め、住民が主体的に関わる地域づくりの拠点としての機能充実を図ります。
- ◎ 自治会への理解が深まるよう啓発・広報の充実を図り、自治会への加入を促進するとともに、自治会の活動内容や情報提供を充実するなど、自治会活動の支援に努めます。
- ◎ 活力ある集落・地域づくりを推進するため、創意工夫して、意欲的に地域づくりを実施しようとする自治会等を支援します。
- ◎ 生活習慣病を予防し、寝たきりにならない状態で生活できる「健康寿命」を伸ばし、すべての人が元気でいきいきと生活できることをめざす健康づくり計画「健康やすぎ21」を推進します。
- ◎ 老人クラブが開催する奉仕活動や世代間交流等の活動を支援するとともに、若年高齢者の参加促進を図ります。
- ◎ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化スポーツ等の講座、イベントを開催し、世代間の交流を図ります。

※1 ミニサロン

自治会単位で設置する高齢者の集いで、健康教育や健康相談などの取り組みを行う。希望する自治会に設置するもの。安来市高齢者地域支援事業の一環で、一般高齢者向けの介護予防施策。窓口＝(社福)安来市社会福祉協議会。

※2 地域コミュニティ

P 5参照



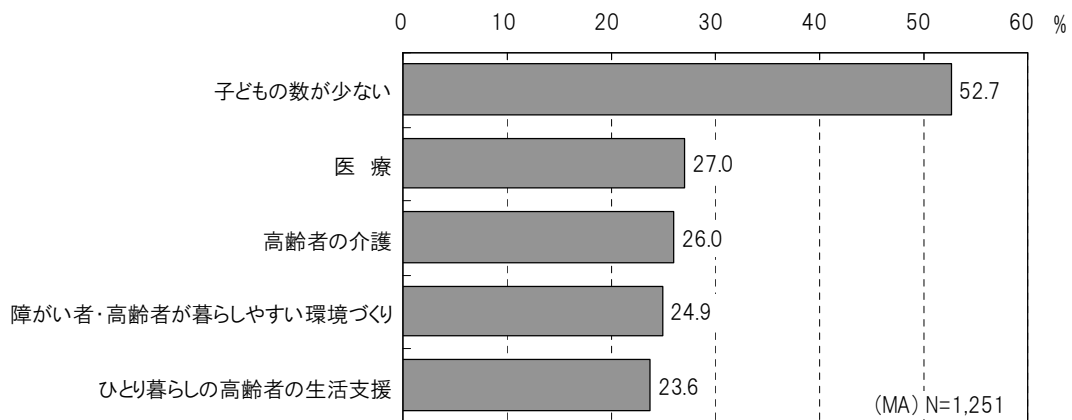
3. 多様な生き方が実現するまちづくり

様々な分野で男女がともに自分の能力や個性を発揮し、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な働き方や生き方を可能とする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性が高まっています。

共働きの家庭やひとり親家庭の割合は増加する傾向にあります。また、少子化が重大な社会問題となっています。

アンケート調査で地域にどのような問題や課題があるかを尋ねたところ、「子どもの数が少ない」と回答した人が半数を超え、他の項目と比較しても高い割合であることから、少子化は非常に関心の高い課題である様子がうかがえます。またワークショップにおいても多くのグループで同様の課題が抽出されました。

■地域にはどのような問題や課題があると感じていますか（上位5項目）



資料：アンケート調査結果

どのような生き方を選択しても、安心して子どもを生み育てることのできるまちづくりが求められています。

住み慣れた地域で安心して子育てをしていくために、子育てと就労の両立を支援する保育サービスの充実は不可欠ですが、同じ地域に住む身近な人からの支えは、保護者や子ども達にとって、何よりも大切なものです。

住民一人ひとりが働き方の見直しや、固定的な男女の役割分担意識の改革を図り、性別や年齢にかかわらず、すべての人が仕事や地域の活動、子育てに参加できるまちづくり、多様な生き方が実現するまちづくりに向けた取り組みが重要となっています。

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 自身の子でなくても、良いところはほめる、悪いことをしているところを見つけたら注意しましょう。
- 育児休業や介護休業などを積極的に活用しましょう。
- 子育てをしている親へ声かけをしましょう。
- 地域の良さを語り定住を促しましょう。
- 家族間で各々の持つ役割分担について話し合しましょう。

地域みんなで取り組んでいくこと

- 事業主は、「仕事」と子育て・介護・家事や地域活動などの「生活」が調和する多様な労働環境の整備や休暇のとりやすい職場環境づくりについて考えましょう。
- 子育てや仕事を終えた世代を中心として子育て応援チームを立ち上げてみましょう。
- 地域全体で子育てを行いましょう。
- 自治会や地域活動では、性別やしきたり・慣習にとらわれず、一人ひとりの個性や状況にあった役割分担等を進めましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 子育てをしている家庭の不安や負担を取り除き、地域子ども達がすこやかに育まれるよう、子育て家庭を中心としながら、行政、保育所・幼稚園、学校などが相互に連携を取り、市全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めます。
- ◎ 核家族化や地域のつながりが希薄になっていく中、保護者の育児不安・負担感を軽減し、子どものよりよい発達を促進する「つどいの広場」の拡充を図ります。
- ◎ 地域における子育て支援サービスの充実を図るため、子育て支援の拠点施設となる「子育て支援センター」の充実に努めます。
- ◎ 性別による固定的な役割分担等の意識を改め、男女がともに対等なパートナーとしてお互いを尊重しあえる環境づくりを進めるため、事業主や住民等への啓発・広報活動を充実させ、男女共同参画に関する意識の改革に努めます。

4. すべての人が快適に暮らせる環境づくり

すべての人が長く住み慣れた地域で安心して快適に暮らせる生活環境の整備が求められています。

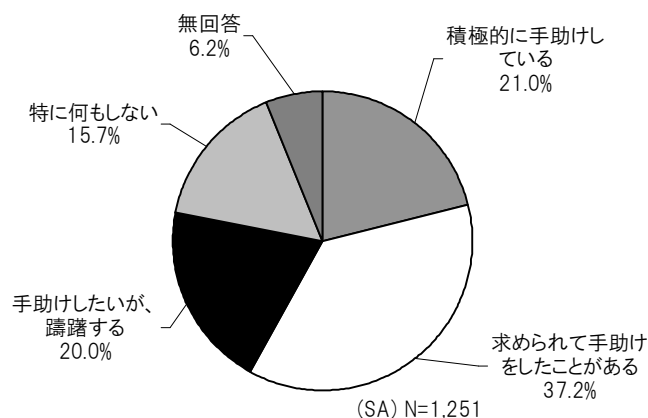
子どもから高齢者まで、一人ひとりが物理的な障壁のために社会参加への機会が制限されることのないまちづくりを進めていくことも重要な取り組みの一つです。

高齢者や障がいのある人が地域活動やスポーツ活動など、様々な活動に参加できるためには、建物や道路の段差解消などの物理的な障壁のないバリアフリー※1のまちづくり、さらには、高齢者や障がいのある人ばかりでなく、すべての人が安心して快適に暮らせるユニバーサルデザイン※2を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

建物や道路を誰もが使いやすい構造にしていくためには、「使いにくさ」に気づいた人からの情報提供も重要になります。

アンケートの調査結果をみると、地域で困っている人を見かけたとき、手助けをするかとの質問には、「手助けしたいが、躊躇する」（20.0%）または「特に何もしない」（15.7%）と回答した人の割合が35.7%となっていることから、優しさや思いやりを持って互いに支え合う心もバリアフリー※1を進めていく上でとても大切です。

■地域で困っている人を見かけたとき、手助けをしていますか



資料：アンケート調査結果

また、ワークショップの中で、生活環境に対する課題として、ごみの問題を取りあげるグループが多くみられました。

建物や道路の障壁をなくすことだけでなく、ごみのない美しいまちづくりを進め、すべての人が地域の中で気持ちよく生活できることも、快適な暮らしにとって重要となります。

さらに、ライフスタイルの多様化、技術の進歩に伴い、「情報」に関する環境も日々

高度化、複雑化しつつあります。住民の安心、快適を支える時代に即した情報インフラの整備も求められています。

みんなで取り組む地域福祉

～すべての人が快適に暮らせる環境づくりのために～

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 高齢者や障がいのある人について理解を深めましょう。
- 人や車の通行に支障がある場所や危険な箇所を見つけたときには、その情報を地域の住民に提供するよう心がけましょう。
- 地域の清掃活動やごみの持ち帰りなどに積極的に取り組み、快適な生活環境を保つよう心がけましょう。

地域の人みんなで取り組んでいくこと

- 自治会を中心として危険箇所のチェックやマップづくりに取り組んでみましょう。
- 困っている高齢者や障がいのある人の社会参加に協力しましょう。
- 事業者や商店などは建物のバリアフリー化に努めましょう。また、駐車場においては可能な限り、障がい者スペースなどの確保に努めましょう。
- 環境の美化に関する取り組みを企画してみましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 人権擁護の重要性と、すべての人を大切な存在として尊ぶ心を育む福祉教育の推進を図ります。
- ◎ 公共施設等は計画段階から、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。
- ◎ 環境教育、3R※3、廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の少ない循環型ごみ処理システムの構築を図ります。
- ◎ 双方向通信により実現する福祉システムの導入に向けて、市内全域で利用可能な高度情報通信システムの整備（ブロードバンドインフラ整備事業※4）を推進します。

※1 バリアフリー

P.23参照

※2 ユニバーサルデザイン

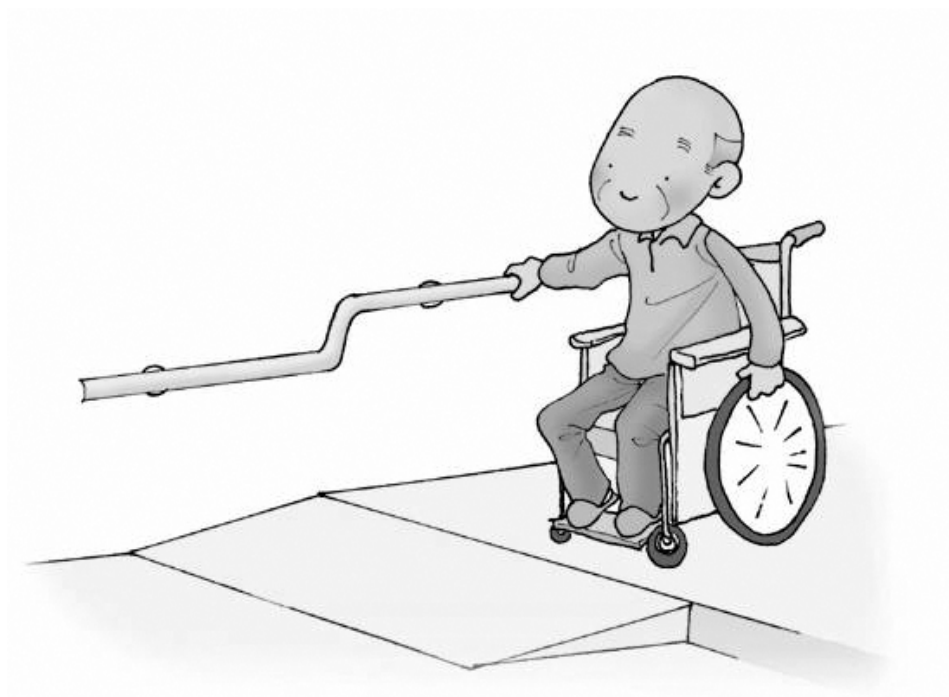
P.23参照

※3 3R

Reduce(リデュース)=減らす、Reuse(リユース)=繰り返し使う、Recycle(リサイクル)=再資源化

※4 ブロードバンドインフラ整備事業

現在計画中的のもので、市内全域に光ファイバーケーブルによる通信網を整備し、各戸へ引き込み、音声告知端末機を設置する事業。有料ではあるが、ケーブルテレビの配信、高速インターネットサービスも予定されている。この事業による通信線接続により双方向通信も可能となるため、将来的にこの設備を利用した様々な福祉サービスが期待される。



基本目標3 利用者の視点に立った 福祉サービスが実現するまちづくり

近年、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、住民の福祉ニーズも複雑化・個別化しています。

地域では少子化、高齢化、核家族化、地域に対する意識の希薄化などを理由に、さらなる福祉ニーズの増大が予想されるとともに、現在の公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題の増加が懸念されます。

限られた財源の中で本当に必要な施策が何なのか、利用者の視点に立った福祉サービスの構築が必要となります。

利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくりのために必要なこととして、次の4つを掲げました。

1. サービス提供体制の拡充
2. 情報提供・相談体制の充実
3. サービス利用支援の充実
4. 権利擁護の推進

1. サービス提供体制の拡充

介護や子育て支援、障がいのある人に対する生活支援の充実を図るため、福祉サービスの提供が総合的かつ住民一人ひとりのニーズに応じたものとなるよう、行政と社会福祉協議会との連携強化が重要となっています。

社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に位置づけられ、本市においても地区組織などによって構成されています。

社会福祉協議会は地域の福祉課題の解決に取り組み、安心して暮らすことのできる地域福祉のまちづくりの実現という重要な役割を持っていることから、活動内容の充実や社会福祉協議会を知ってもらうための啓発・広報も重要となっています。

さらに、住民、ボランティア団体、NPOの主体的な活動、支え合いの領域を拡大強化することにより、福祉サービス提供体制の拡充に努める必要があります。

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 日ごろから広報紙、公共機関のホームページに目を通すよう心がけましょう。
- 地域や近隣で支援を必要とする人がいたら制度の案内や行政機関等へ連絡しましょう。
- 普段から介護保険や障害者自立支援法による福祉サービスの概要を学びましょう。
- 福祉施設やサービス事業者についての正しい情報を把握し理解を深めましょう。

地域みんなで取り組んでいくこと

- 地域でお互いの健康を管理するため、自治会単位でおしゃべり会などを企画してみましょう。
- 行政や福祉関係機関と連携して、高齢者の介護予防活動への参加に努めましょう。
- 地域で活動する団体相互の連携強化や情報の共有化を図りましょう。
- ボランティアセンター※1と連携しながら、ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供に努めましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ (社福)安来市社会福祉協議会はもとより、市内の福祉関連事業所間の連携を深め、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。
- ◎ (社福)安来市社会福祉協議会の特性を活かした活動の支援に努めます。
- ◎ 各地域の相談窓口や地域包括支援センター※2、サービス事業者などへ寄せられる利用者の声を反映させ、福祉サービスの向上に努めます。
- ◎ 住民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉、その他の生活課題に対するサービスが連動しながら総合的に機能する体制の確立に努めます。

※1 ボランティアセンター

現在市内においてはこの名称は使用していないが、(社福)安来市社会福祉協議会事務局がその機能を有する。

※2 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置される。

2. 情報提供・相談体制の充実

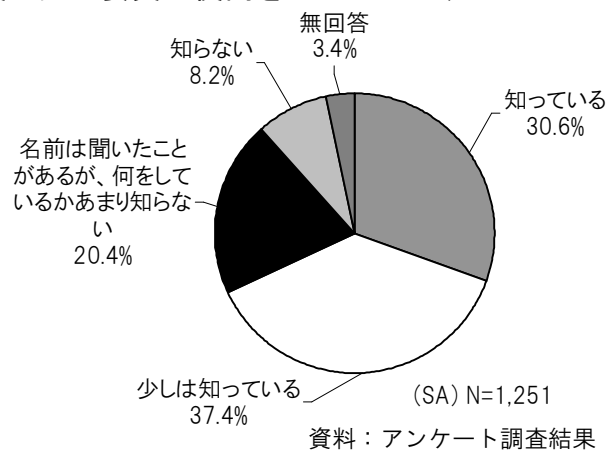
住民が必要な情報を得られるようにするため、行政はサービス等に関する情報を適切に提供するとともに、誰もがいつでも利用できるよう、サービス情報を集約して提供できる仕組みづくりが求められます。

携帯電話やインターネットなどの利用が進んでいることから、多様なメディアを活用した情報提供を充実させ、すべての人が安心して、気軽に社会参加ができる環境を整備していくことも大切です。

情報提供にあたっては高齢者や障がいのある人など、身体的なハンディキャップがあることによって、情報を取得することが困難にならないよう、情報のバリアフリー化を進めていくという視点も重要となっています。

本市においても民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行う民生委員（児童委員を兼ねる）が置かれていますが、アンケート調査の結果をみると、民生委員・児童委員の役割を「あまり知らない」または「知らない」と回答した人がおよそ3割あることから、民生委員・児童委員の活動に関する情報をさらに普及させていくことが課題と言えます。

■ 民生委員・児童委員の役割を知っていますか



今後は福祉に関するニーズがますます複雑化、多様化することが予想され、地域からの孤立や引きこもり、虐待など、サービス利用に結びつきにくい事案や緊急の対応が必要な人の増加が懸念されます。

誰でも気軽に相談できる窓口が身近な場所にあることにより、解決を図ることができる問題もあります。

地域の身近な場所で気軽に相談できる、相談支援体制の充実を図っていくことが重要となっています。

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 困ったときは民生委員・児童委員に相談しましょう。
- 気軽に相談できる人間関係を築き、それを保つよう心がけましょう。
- 困ったときは公共機関が設置する相談窓口や相談会を気軽に利用しましょう。
- 情報通信機器（インターネット等）に親しみ、安全な利用に対する理解を深めましょう。

地域の人みんなで取り組んでいくこと

- 地域福祉の最も身近な相談機関として民生委員・児童委員への理解を深めましょう。
- 地域団体やボランティア団体、NPOなどの会報作成や情報発信を進めましょう。
- 回覧板が有効に活用されるよう工夫してみましょう。
- 地域の中でパソコン利用法などについて勉強会などを企画してみましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 民生委員・児童委員の活動について啓発・広報に努めるとともに、地域の身近な相談者として主体的な活動が行えるよう活動支援の充実に努めます。
- ◎ 専門性が高い場合や緊急の対応が必要な場合などについては、適切な専門機関につなげることができるネットワークの拡充に努めます。
- ◎ 各地域の民生委員・児童委員、各地区交流センター、広瀬地域センターや伯太地域センターを窓口とした、住民が気軽に利用できる相談支援体制の整備に努めます。
- ◎ ホームページのユニバーサルデザイン化やSPコード等を活用し、視覚や聴覚に障がいのある人に配慮した情報提供に努めます。
- ◎ ブロードバンドインフラ整備事業※により整備する音声告知端末や、ケーブルテレビの文字データ放送を活用した情報発信など、高度情報通信システムの効果的な運用を推進します。

※ ブロードバンドインフラ整備事業
P.37参照

3. サービス利用支援の充実

高齢者や障がいのある人などが利用するサービスの多くは、利用者とサービス事業者（民間団体、NPO、ボランティア団体等）との契約となっています。市が提供しているサービス等の苦情については、それぞれの窓口や担当課において、速やかな解決に努めていますが、サービス事業者が行うサービスに関する苦情については利用者とサービス事業者の間で解決が図られるべきものとなっています。

利用者の主体的な選択を確保するためにも、提供する側と利用する側の信頼関係が最も重要であり、利用者からの苦情や意見に対しては、その解決及び実現に向けた積極的な取り組みが期待されます。そのため、利用者からの苦情を解決する窓口の設置と、その内容をサービス改善に結びつけられる仕組みづくりが以前にも増して重要となっています。

福祉ニーズの多様化に伴い、利用者とサービス事業者との間で解決が困難な問題の発生も予想されることから、今後は第三者委員会※1を設けるなど、苦情解決の仕組みづくりや、福祉サービスの総合的な苦情相談窓口の設置等、苦情処理体制や利用者満足度の向上について考えていかなければなりません。

みんなで取り組む地域福祉

～サービス利用支援の充実のために～

一人ひとりが取り組んでいくこと

- サービス事業者の選択は自己選択、自己決定であるという意識を持ちましょう。
- サービス内容やサービス事業者、施設に対する正しい情報の把握に努めましょう。
- 問題や意見があればきっちりと伝えましょう。

地域みんなで取り組んでいくこと

- サービス事業者や福祉施設は、地域に向けて積極的な情報提供と、理解の促進に努めましょう。
- サービス事業者や福祉施設は問題解決の窓口の設置を進めましょう。
- サービス事業者は第三者評価制度※2の活用を積極的に進めましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ サービス利用にあたり、利用者や家族が不利な立場に置かれないよう、サービス事業者などに対して、苦情処理受付窓口の設置や苦情解決体制の十分な整備を働きかけていきます。
- ◎ サービス利用にあたり、本人、家庭の視点にたったサービス提供ができるマネジメント体制の充実を図ります。
- ◎ 利用者の適切なサービス選択とサービスの質の向上が実現するよう、サービス事業者による自己評価や第三者評価などの導入を働きかけていきます。
- ◎ サービス事業者に対し、サービス内容に関する情報提供の充実を求めるなど、連携を深めながら適切な指導に努めます。

※1 第三者委員会

組織や団体等の審査や審議、評価等を、その関係者以外の者(第三者)が委員となって行う仕組み。

※2 第三者評価制度(福祉サービスの第三者評価事業)

「社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)」第78条、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)― 社援発第880号平成13年5月15日厚生労働省社会・援護局長 ―」による福祉サービスの第三者評価事業。

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関(評価機関という。)が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

福祉サービス第三者評価は、各都道府県に設置される「福祉サービス第三者評価事業推進組織」の認証を受けた「福祉サービス第三者評価機関」が実施する。

4. 権利擁護の推進

すべての人が住み慣れた家庭や地域の中で安心して安全に暮らすためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が擁護されなければなりません。

子どもや高齢者、女性に対する虐待が大きな社会問題となっています。

また、福祉サービスの利用が、契約・自己選択を基本的な考え方とする中、高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安のある人の権利擁護も問題となってきます。あらゆる立場にある人の権利擁護の推進を図っていくことが求められています。

みんなで取り組む地域福祉

～権利擁護の推進のために～

一人ひとりが取り組んでいくこと

- 成年後見制度※などについて知識を深めましょう。
- 子ども達に異変を発見したときや、気になることがあれば、小さなことであっても関係機関に相談しましょう。
- 虐待やその可能性のある出来事を見たり聞いたりしたら、迅速に市役所や児童相談所、警察へ通報しましょう。

地域の人みんなで取り組んでいくこと

- 地域が連携して虐待を防止し、人権に対する意識の向上に努めましょう。
- 成年後見制度※などについて理解を深め、地域で支援が必要な人がいた場合は、サービスへつなげるよう心がけましょう。

行政が取り組んでいくこと

- ◎ 学校教育、社会教育、家庭、企業、特定事業者等、あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を推進します。
- ◎ 虐待を発見した人などが速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員、関係機関の専門職などと連携し、あらゆる虐待を防止するためのネットワークづくりに努めます。

- ◎ 成年後見制度※について、啓発・広報の充実を図り、制度の利用促進に努めます。
- ◎ （社福）安来市社会福祉協議会が窓口となっている福祉サービス利用援助事業が円滑に利用できる環境整備に努めます。

※ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助する人をつけてもらう制度。



第5章 計画の推進体制

1. 地域福祉を実現するための情報発信

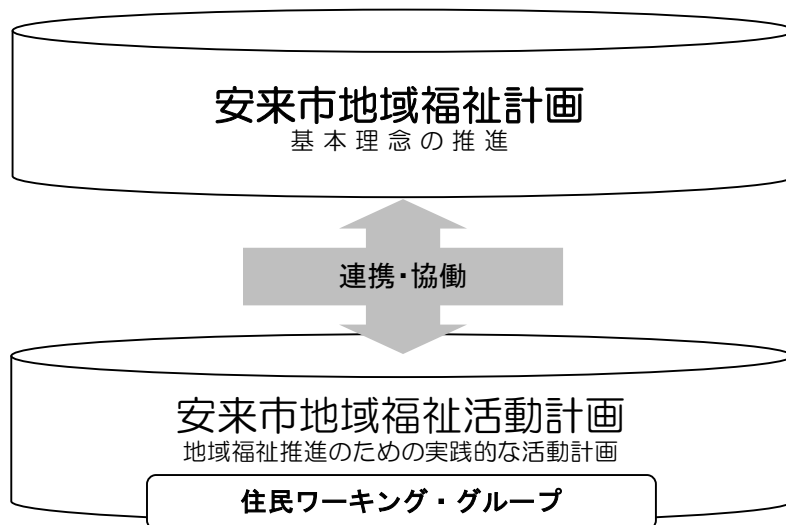
地域福祉の推進には住民の参画と実践が不可欠な要素となります。

住民一人ひとりが地域福祉の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙やホームページで本計画の内容を公表し住民への周知徹底を図ります。

2. 地域福祉活動計画との連携・協働

本計画の理念を礎とし、現在(社福)安来市社会福祉協議会において「安来市地域福祉活動計画」が策定されています。

この計画は、本市地域福祉推進の中心的な役割を担うもので、住民やボランティア団体等の自主的・自発的な福祉活動を促進する行動計画として定めるものです。



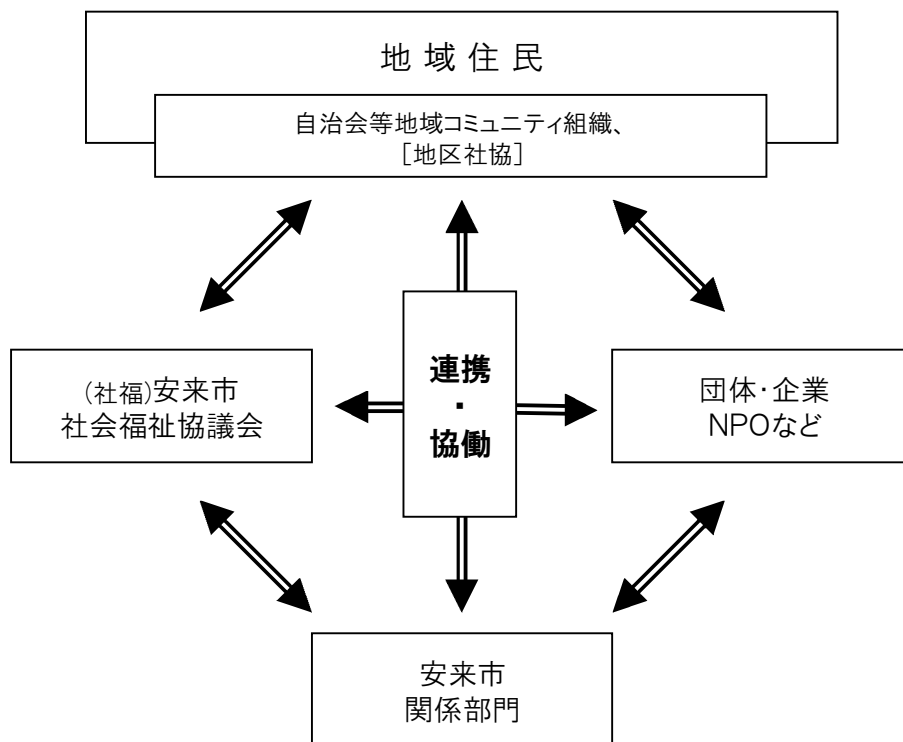
本計画の目標は基本理念の実現にあり、ひとりでも多くの住民が地域福祉に参画することが重要となります。

平成22年度から平成26年度までの5か年間に、市内全地区に地域福祉のワーキング・グループを設置することを1つの指標とし、住民が自ら計画推進・評価・見直しに参加できる仕組みづくりに努めます。

ワーキング・グループでは各地区において、本計画書に記載されている「一人ひとりが取り組んでいくこと」「地域のみんなで取り組んでいくこと」を参考に、それぞれの地域の現状や課題について考えます。

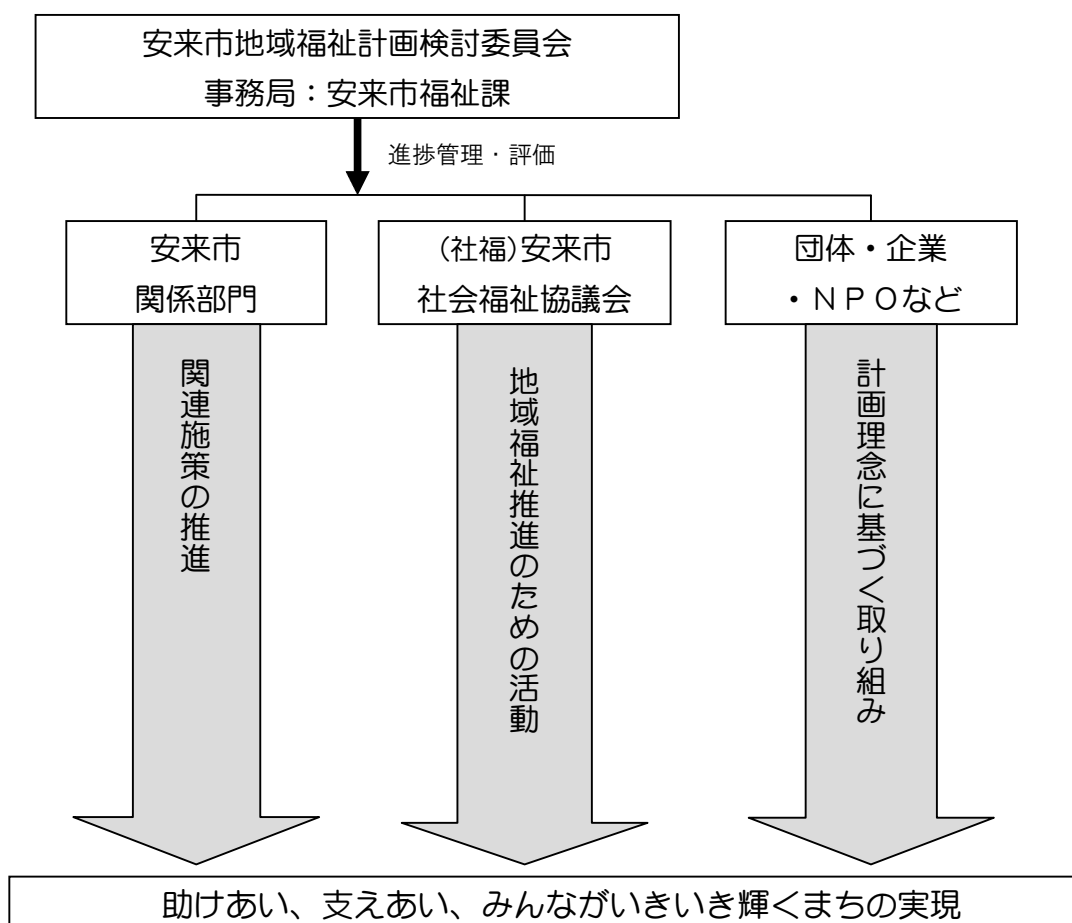
3. 関係機関等との連携・協働

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、(社福)安来市社会福祉協議会だけでなく、地域活動団体、民生委員・児童委員など多くの関係団体や住民の協働が不可欠です。また、保健・医療・福祉など生活関連分野を担当する関係部門とも本計画の理念について共有し、実際の施策展開にあたっては十分な連携を図るよう努めます。



4. 計画の評価及び進捗管理

安来市地域福祉計画検討委員会設置要綱(平成21年7月24日告示第119号)に基づき、計画の管理、評価及び見直しを行います。本計画書に掲げる行政施策については、安来市福祉課と関係部門が連携を図り、その進捗状況を把握し、上記検討委員会へ報告します。



○ 安来市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成 21 年 7 月 24 日告示第 119 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく安来市地域福祉計画の策定及び策定後の管理等を行うため、安来市地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安来市地域福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 前号の策定のために必要な調査及び検討に関すること。
- (3) 安来市地域福祉計画の管理、評価及び見直しに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 福祉に関する市内の団体の代表者
- (3) 福祉サービス提供事業者の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成21年7月24日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

安来市地域福祉計画検討委員

平成21年度（五十音順 敬称略）

選出区分	所 属		氏 名	備 考
地域医療機関	安来市立病院	事務部長	井 上 幸 治	
市民団体	安来市身体障害者福祉協会	会 長	梅 林 守	
市民団体	安来市老人クラブ連合会	会 長	永 塚 包 夫	
教育関係団体 （児童・生徒）	安来市PTA連合会	会 長	遠 藤 明 宏	
学識経験者 （社会福祉学修士）	学校法人 広瀬学園 島根総合福祉専門学校	専任教員	堅 田 知 佐	委員長
地域組織 （地域コミュニティ）	安来市交流センター連絡協議会	副 会 長	佐 々 木 弘	
福祉関連事業者	社会医療法人 昌林会	理 事 長	杉 原 建	
福祉関連事業者	社会福祉法人 やすぎ福祉会	常務理事	高 橋 信 義	
福祉関連事業者	社会福祉法人 せんだん会 ワークセンターやすぎ	施 設 長	竹 本 利 子	
社会福祉協議会	社会福祉法人 安来市社会福祉協議会	事務局長	田 中 正 美	
地域組織 （地域コミュニティ）	安来市自治会代表者協議会	会 長	野 々 村 正 司	
民生委員 児童委員	安来市民生児童委員協議会	会 長	松 浦 省 三	副委員長
地域/職域連携組織 （保健）	安来市健康推進会議	会 長	三 島 俊 夫	
協同組合 （農業集落/農村）	やすぎ農業協同組合 総務部	福祉課長	山 岡 茂 子	
公益法人 （青年）	社団法人 安来青年会議所	理 事 長	吉 村 努	

資 料 編

資料 1 ワークショップからみた地域の課題と解決策

資料 2 やすぎボランティア団体ネットワーク登録団体一覧

資料 3 地域福祉計画策定に係る法令（抜粋）



資料1 ワークショップからみた地域の課題と解決策

(1) 安来エリア：十神グループ

自治会内の相互扶助

■**地域の課題** 自治会内での近所づきあいを深める場や機会が少ない。
また防災に対する関心が低い。

■**自分や地域ができること**

- ・ミニサロンの参加を呼びかける。
- ・ミニ自治会運動会やレクリエーションを計画する。
- ・自治会長と話し、防災の学習の場をつくっていく。

安全と環境

■**地域の課題** 交通マナーの悪さ。道路に街灯やカーブミラーが少ない。また危険箇所がある。

■**自分や地域ができること**

- ・マナーの学習等には進んで参加する。
- ・親子会の計画で児童の交通マナー教室などを繰り返し行う。
- ・自治会内の危険箇所を点検し「安全マップ」をつくる。

(2) 安来エリア：社日グループ

ふれ合いの場の提供

■**地域の課題** 近所づきあいがすたれ個人がバラバラに暮らす「おひとり様社会」が蔓延。

■**自分や地域ができること**

- ・あいさつ運動。道行く人に声かけをして歩く。
- ・町内単位の奉仕作業をしてはどうか。
- ・気軽に参加できる「喫茶室」の実現。

(3) 安来エリア：島田グループ

子育て・学童保育

■地域の課題 地域住民全体の問題になっていない。

■自分や地域ができること

- ・子ども（児童）との交流活動へ。
- ・交流広場をつくる。
- ・地域住民全体で行政へ要望する。

環境

■地域の課題 道路周辺（歩道を含む）が危ない。

■自分や地域ができること

- ・道路側面の草刈に参加する。
- ・クリーン作戦の企画。
- ・側溝の清掃。

(4) 安来エリア：宇賀荘・能義グループ

地域コミュニケーション

■地域の課題 地域の中で各世代が一同に集まる機会が少ない。

■自分や地域ができること

- ・家族間の話し合いをなるべく多くする。
- ・自治会の中での交流の場を多くする。
- ・世代を越えたイベントを数多くする。

行政問題

■地域の課題 小学校の校区間の交流が少なくなった。

■自分や地域ができること

- ・各校区の学校が相互に交流できるようアプローチをかける。
- ・敬老者と子どもとの交流を多くする。
- ・校区を越えたイベントに多く参加させる。

(5) 安来エリア：荒島グループ

高齢者

■地域の課題 独居老人と高齢者世帯が多くなってきた。

■自分や地域ができること

- ・夜照明がついているか目配りをする。安否確認。
- ・隣近所から情報を得る。
- ・地域住民が高齢家族の見守りをしていける組織づくり。

交通問題

■地域の課題 住民の移動手段がない。路上の危険箇所が不明確。

■自分や地域ができること

- ・高齢者の要望によって手助けをする。
- ・危険箇所を歩いてみる。
- ・自治会を中心として危険箇所のチェックとマップの作成やPR。

(6) 安来エリア：赤江・飯梨グループ

地域交流

■地域の課題 仲間づくりや世代間交流などを進めるための交流の場や機会が少ない。

■自分や地域ができること

- ・自分から積極的に参加する。
- ・近所の人を誘う。
- ・全員参加型の行事の検討。

ゴミ

■地域の課題 地域住民がゴミ問題について関心モラルが低い。

■自分や地域ができること

- ・ゴミを少なくするよう心がける。
- ・地域のリーダーが地域に働きかける。
- ・積極的な美化運動。

(7) 安来エリア：大塚グループ

児童

■**地域の課題** 少子化に伴い、放課後の児童・生徒の交流の場は広範囲となり保護者の送迎が必要となっている。安心して親が帰宅できる場が必要。

■**自分や地域ができること**

- ・ 児童と一緒に昔の遊びゲームをして楽しむ。
- ・ 放課後児童クラブ立ち上げ。
- ・ 老若男女多くの人に呼びかけ、できる限り多くの協力を得る。

地域

■**地域の課題** 防犯対策、交通安全の上からも街灯が少なく、さらに多くなりつつある空き家への対応として、地域の特色を活かした街おこしにより活性化を図る。

■**自分や地域ができること**

- ・ 友達に声かけをしてイベントに参加する。
- ・ 地域に人が出入りするようになる。
- ・ 空き家を使う。

(8) 安来エリア：吉田グループ

交通・安全

■**地域の課題** 県道、市道に街灯が少ないため通行と防犯上危ない。

■**自分や地域ができること**

- ・ 町内の設置場所を調べる。
- ・ 自治会に声かけ若き高齢者と月に1回話し合う。
- ・ 関係者の理解を得るよう話し合う。

地域交流

■**地域の課題** 若い世代の交流が特に少ない。

■**自分や地域ができること**

- ・ 共同作業に協力すること。
- ・ 地域の若い人に参加するよう声かけをする。
- ・ 伝統文化で町おこしができ、子ども達も参加できるような行事。

(9) 広瀬エリア：広瀬南 A グループ

環境

■地域の課題 地域住民が環境問題に対しての意識が薄い。

■自分や地域ができること

- ・家族でゴミについて話し合う。
- ・家庭でもゴミを減らす努力をする。
- ・地域でゴミの出し方について話し合う。

単身世帯の増加

■地域の課題 ひとり暮らしの高齢者が増えているので社会的に不安がつのる。

■自分や地域ができること

- ・普段からのあいさつや声かけをする。
- ・隣近所のおつきあいを日ごろから密にして声をかけ合う。
- ・子ども見守隊のように独居老人世帯見守隊を結成して安否をうかがう。

(1 0) 広瀬エリア：広瀬南 B グループ

生活環境の充実

■地域の課題 生活インフラの整備が遅れている。

■自分や地域ができること

- ・隣の家的事、集落の事等の情報は知っておく。
- ・協働で行う美化作業に参加。隣近所とのコミュニケーションを図る。
- ・集落内の連絡網等はきちんとしておく。

住民参加

■地域の課題 住民の参画意識・意欲が薄れ、行事等の参加が少ない。

■自分や地域ができること

- ・行事には進んで参加する。近所の人を誘う。
- ・他世代の人ともコミュニケーションをとれる場をつくる。
- ・誰もが出られる曜日、時間を話し合ってまず集落でまとめる。

(1 1) 広瀬エリア：広瀬北 A グループ

社会参加

- 地域の課題 高齢者・若者の社会参加が少なく、近所づきあいが希薄化している。
- 自分や地域ができること
 - ・自治会、常会などのインフォーマルな場に積極的に参加。
 - ・若者への呼びかけを密にして交流の場づくりを行う。
 - ・地域リーダーを育てる。

社会モラル

- 地域の課題 社会規範・公德心が欠如し、反社会的な行為（マナー違反）が行われている。
- 自分や地域ができること
 - ・まず親が挨拶、礼節を守り手本を示す。
 - ・悪いことを見つけたら他人の子でもその場で注意をする。
 - ・地域全体での子育てを行う。

(1 2) 広瀬エリア：広瀬北 B グループ

環境

- 地域の課題 清掃活動ができなくなっている。地域の協調性がなくなってきた。まとまりにくくなった。
- 自分や地域ができること
 - ・積極的にして仲間をつくる。そして新しい仲間を入れる。
 - ・あいさつなどコミュニケーションをよくとる。
 - ・町内活動と呼びかける、場所を増やす。

高齢者

- 地域の課題 高齢者が住みやすい町ではなくなってきた。高齢者を支えるサービスが充足されていない。
- 自分や地域ができること
 - ・高齢者と話す機会を多くし、サービスの知る限りを教えてあげる。
 - ・地域で老人家庭について常に話し合う。
 - ・祭りや運動会へ高齢者の方の招待席をつくる。

(13) 伯太エリア：安田グループ

地域に店がない

■地域の課題 交通手段のない人が生活用品を求める店が近くにない。

■自分や地域ができること

- ・地域外での買物をひかえ地域での買物に努める。
- ・移動販売車の採算確保のために地域全体での利用率の確保。
- ・在宅で買物ができるシステム。

地域世代間交流

■地域の課題 地域の世代を結ぶ要となるリーダーがいない。

■自分や地域ができること

- ・企画に対して積極的に参加。
- ・他人まかせにしない。
- ・年代を超えて心ウキウキする種目等々を考えるコミュニティ。

(14) 伯太エリア：母里グループ

子育て

■地域の課題 親が子育てをする際に、少子化や核家族が増え、情報や交流が少なくなって不安を抱えている。

■自分や地域ができること

- ・親が用事がある時、1時間2時間子どもを預かる。
- ・子育てを考えたベテラン親が助言、指導をしてあげる。
- ・母親が仕事と子育ての両立ができる環境をつくる。

高齢者

■地域の課題 高齢者世帯やひとり暮らしの方は、買物や通院など外出する用事ができなくて困っている。

■自分や地域ができること

- ・声かけ、場合によっては移動の手助け、話し相手になってあげる。
- ・高齢者がどんなサポートを望んでいるかを聞いてみる。
- ・ボランティア団体があれば参加したり、個別に訪問しなじみになってお手伝いをする。

(15) 伯太エリア：井尻・赤屋グループ

高齢者集落

■地域の課題 高齢化のため、集落活動ができない。

■自分や地域ができること

- ・絆を深め、相互扶助の醸成をする。
- ・コミュニケーションの場づくりをする。
- ・空き家の利用をする。

環境

■地域の課題 道路の整備（草刈）。

■自分や地域ができること

- ・できるだけ共同作業を計画する。
- ・自宅近辺は自分でする。
- ・元気があればできるだけ草刈をする。

資料2 やすぎボランティア団体ネットワーク登録団体一覧

(平成22年2月10日現在) (順不同: 敬称略)

分野	団体名	主な活動内容
保健・医療・福祉	NPO法人 エプロンの会	「住みなれた家で親しい人に囲まれて暮らせる」地域づくりのお手伝い
	助けあい組織 にんじんの会	高齢者が住み慣れた地域で楽しみにできるような集落活動を支援
	まごころ会	高齢者を対象とした給食サービス(毎週火曜)、地区ミニデイサービスへの支援活動 他(第一火曜)
	要約筆記サークル 安来つりばし	中途失聴者等の聴覚障がいのある人に、話の内容をその場で、文字で伝える情報 保障
	まめです会	毎月1回、参加者の送迎、食事づくり、レクリエーション等、ミニデイサービスを実施
	たわらの会	毎月ニュースポーツ、温泉健康ツアー等で元気なお年寄りを応援
	白椿の会	ミニデイサービスを中心に地域住民のボランティアとして活動
文化・芸術・スポーツ	安来音楽協会	市民音楽祭、第九コンサート、他団体のコンサートの支援を主に行う
	安来弦楽合奏団	市民音楽祭での弦楽アンサンブルや島根第九の中心メンバーとして活動中
	やすぎ名画シアター	多くの人に名画を見ることができる機会を提供するため毎年上映会を実施
環境保全	エコバックグループ	週一回の作業を仲間楽しみ、作品は地域で販売し、マイバック運動に取り組む
	宇賀荘EMエコらぶ	EMを使い、生ゴミ用ボカシ、肥料用ボカシをつくり、安全安心な野菜づくりをする
	NPO法人 祥雲の会	竹藪管理、竹炭・竹酢液・竹の燻蒸処理、有機栽培・ふれあい農園、奥出雲との交流
	NPO法人 やまびこ	山佐ダム流域の環境保護推進のため、キャンプ場祭等開催し、交流の中で活動
	伯太川の環境と自然を守る会	伯太川の自然保護・環境保全活動を通じて他地域・関連団体との連帯を図る
	やすぎ環境と未来を考える会	「環境・未来・命」について楽しく話し合い、清掃活動や講演会も開催
	吉田を語る会	自然環境保全及び歴史に関する学習や「吉田ほたる祭り」の開催など
	島根総合福祉専門学校 学生自治会ボランティア委員会	各種福祉施設及び団体からのボランティアやひとり暮らし高齢者宅への訪問など
	十神エコキッズ (十神子ども見守り隊)	十神小学校の子どもたちの登下校時の安全確保を目的とした見守り活動の実施
	EMで自然と命を育む会	EMを使用した、安全で安心できる野菜づくりの推進・河川浄化の推進など

分野	団 体 名	主 な 活 動 内 容
協 国 力 際	安来国際交流協会	児童・生徒による異国間相互交流による学習活動、市民対象の外国食文化教室
子 ど も の 健 全 育 成	NPO法人 青少年サポートの会	すべての子ども達が、すこやかに、のびのびと育つ地域づくりと、心安らぐ居場所づくり
	比田子ども読書会	週に1度、小学校で母親による朝の読み聞かせを行う
	安来親子読書サークル	読書の楽しさ、おもしろさを伝えるために、本の読み聞かせや人形劇を行う
	わくわく子ども大会	毎年9月、児童と保護者対象に「なぎさ公園、亀島清掃活動」を行う
	ここからクラブ	乳幼児と保護者を対象に、心と体をいきいきとさせる時間、場所づくりを行う
そ の 他	日本語ボランティアグループ 「AIUEO」	日常会話、日本語文法漢字、日本文化等の学習等の活動
	安来点訳奉仕団 きつつきの会	点訳の普及活動(点字の講習・点訳本作成時の相談)及び視覚障がいのある人との交流
	安来市食生活改善推進協議会	健康食の普及、各種健康教室・イベントでの食事及び試食づくり、親子クッキング
	安来市まちづくり協議会	市民参加・まちづくり関連イベントを企画し実施する

計31団体

資料3 地域福祉計画策定に係る法令（抜粋）

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（参考）

○地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

あ と が き

安来市地域福祉計画検討委員会
委員長 堅 田 知 佐

本地域福祉計画策定にあたり、市内の各地域で行われたワークショップに参加させていただきました。そこでは、地域から参加された方それぞれが、自分たちの暮らす地域の将来像や今ある地域の課題、その解決方法について、真剣に考え、様々な角度からの検討がなされました。

これからの地域福祉は、そこに暮らしている人びとの手で推進していくことが求められます。困難を抱えている人や不安を抱いている人に一言声をかけてみる、そんな一見“小さなこと”がきっかけとなって人の輪が広がり、人間関係が生まれ、つながりが構築されます。小さくてもできることを背伸びをせずにやってみることで、それが地域に暮らす人びとの手による地域福祉推進の第一歩であり、住みやすく暮らしやすい地域、すなわち「助けあい 支えあい みんながいきいき輝くまち」にしていく大切な一歩になります。

市民アンケートの結果を見ると、多くの方々が「住民どうしの助け合いができてい」と答えられ、地域での問題や課題が生じた時には、「住民どうしで協力して解決したい」と回答された方が最も多くおられました。昔に比べると、地域の結びつきや世代を超えた交流が、希薄になってきていることは事実です。少子高齢化や過疎化、家族規模の縮小といった構造変化の中で、家庭、地域の互助機能が失われつつある中、私たちは、安来市で暮らし、日々の生活を営んでいます。その暮らしの場である地域を快適で暮らしやすい空間にしていくことは、その地域の住民だからこそできることではないでしょうか。

島根総合福祉専門学校では、多くの学生が介護や保育の勉強を通じて、福祉についての学びを深めています。その中でも、学生の成長するきっかけは、やはり人との出会いや関わりです。それは、学内での人間関係で完結するものではなく、住民の方々、アルバイト先での先輩やお客様、施設の職員さん、商店の店員さんなど、やはり地域の「人」が大きな成長のための力を与えてくれています。

本計画策定を機に、本校では、そうした地域の福祉資源を拾い上げ、整理、組織化を図り、新たな地域での役割を創り出す計画を進めています。安来市内にある福祉教育を担う専門機関として、市内の関係各団体及び、行政との連携を密にしながら、地域における生活ニーズの掘り起こしと、課題解決に向けた取り組みを行っていきたいと考えています。

本計画は、安来市に暮らす一人ひとりが「助けあい 支えあい みんながいきいき輝くまち」を実現するための理念を示しています。その理念を実現する役割は、今後、私たち一人ひとりの意思に基づきます。そして、その意思の連鎖が新たなまちづくりにつながっていくことを確信しています。

安来市地域福祉計画

策定年月 平成22年3月

発行 安来市健康福祉部 福祉課
〒692-0404
島根県安来市広瀬町広瀬703番地
TEL 0854-23-3210 FAX 0854-23-3281
HP <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>

策定協力 ワークショップに参加していただいた安来市民の皆様
学校法人広瀬学園 島根総合福祉専門学校
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所



安来市